

# 総務委員会会議録

平成28年6月27日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 15:06

## 【 案 件 】

1. 議案第82号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)
2. 議案第87号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
3. 議案第92号 財産の取得(消防ポンプ自動車)

## 【 所管事務調査 】

1. 係争中の市有財産の管理について

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組状況について (地域連携都市政策室)
2. 飯塚市立地適正化計画素案(骨子案)の市民意見募集について (地域連携都市政策室)
3. アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流事業について (地域政策課)
4. 新庁舎食堂・カフェ運営事業者の募集について (総務課)
5. 平成28年熊本地震の支援について (防災安全課)
6. 第3次公共施設等のあり方に関する実施計画の策定状況について (行財政改革推進課)

## ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第82号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○財政課長

「議案第82号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」の概要についてご説明いたします。別に配布いたしております「補正予算資料」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、一般会計で7億2968万7千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を724億5018万1千円にしようとするもので、表の下のほうに記載しておりますように、主に当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき事業に係る経費を補正するものでございます。

2ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。その中の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金および県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業の特定財源を追加いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰入を2508万4千円追加いたしております。

市債につきましては、保育所施設整備事業、中心市街地活性化事業及び公民館施設整備事業などに係る財源として追加いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費、財産管理費の庁舎管理費では、穂波庁舎の照明制御設備改修に係る経費を追加いたしております。地域振興費のコミュニティバス等運行費では、筑穂地区スクールバスの混乗化を行うため、バス停留所の新設に係る経費を追加いたしております。菰田地区活性化事業費では、市場移転後の整備の方向性とJR飯塚駅周辺を含めた一体的

な整備の可能性調査に係る経費を計上いたしております。その他の地域振興費では、地域活性化センター助成金（10分の10）を活用し、地域課題の一つであります買い物対策のモデル事業として筑穂地区まちづくり協議会が実施する「ふれあい市」に係る経費を助成するための補助金を追加いたしております。

3ページをお願いいたします。民生費、児童措置費の私立保育所等保育措置費では、県補助（3分の2）を活用し、認定こども園への移行予定をしている2つの私立幼稚園、山内、伊岐須幼稚園の施設整備費に対する補助金を計上いたしております。

衛生費、清掃総務費のその他の清掃総務費では、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」いわゆる、「合特法」に関する損害賠償請求事件について、平成28年5月12日に判決が確定したことから、当該請求事件の弁護士謝礼金を計上いたしております。農林水産業費、農業振興費の農業振興事業費では、県補助（3分の2）を活用し、農作業の集約化、コスト低減のための機械及び施設導入費用に対して助成する補助金を計上いたしております。

土木費、道路橋りょう維持費のその他の道路橋りょう維持費では、目尾・久保白線以下6路線の道路補修工事等に係る経費を計上いたしております。道路橋りょう新設改良費の中心市街地活性化事業費では、芳雄本通り線以下5路線の歩行者空間整備工事に係る経費を追加いたしております。河川新設改良費の急傾斜地崩壊対策事業費では、県補助（2分の1）を活用し、平恒原口地区急傾斜地崩壊対策工事の測量設計に係る経費を追加いたしております。

教育費、小学校費教育振興費の職員給与費及び2つ下のその他の教育振興費では、発達障がい早期支援研究事業に係る経費をそれぞれ計上いたしております。小学校費及び中学校費の研究指定校費では、アクティブ・ラーニングを重視した授業づくりを推進するための経費を計上いたしております。

社会教育総務費の文化振興費では、長寿社会づくりソフト事業費交付金を活用し、飯塚総合文化祭の運営経費に対する助成金を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。公民館費の立岩公民館建設事業費では、立岩公民館整備のため、JT跡地の用地購入費を計上いたしております。繰越明許費では、私立保育所整備事業において、補助金交付決定に時間を要し、年度内の完了が見込めないため設定いたしております。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたが、本会議において、審査要望のありました「第10款 教育費 第5項 社会教育費 公民館費」については、そのほかの審議と分け、後ほど審査要望の答弁を受けて、質疑を行いたいと思いますのでご了承願います。

まず、「第10款 教育費 第5項 社会教育費 公民館費」以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

補正予算書の6ページに第3表地方債補正があります。変更のほうなんですけれども、起債の方法、利率、償還の方法について斜線となっております。理由をお尋ねします。

○財政課長

6ページの地方債の斜線のところですが、当初予算と変更がございませんので、斜線にいたしております。

○川上委員

私も改めて思ったんですけれども、そうであればそのようにですね、何かわかるようにしたほうがいいのかというふうに、予算書の書き方について。それから、財政調整基金の繰入2

508万4千円なんですけれども、調整ということなんでしょうけれども、この額を繰り入れる理由をお尋ねしたいと思います。

○財政課長

今回の歳入、歳出の中で一般財源として不足している分を今回財源調整として計上させていただきます。

○川上委員

全体として今度の補正は、1%補正ですね、いわば。中心的には、当初予算後の必要が生じたものということになってますけど、基本的には補助金関係が遅れてやってきたので対応したと、遅れてないのもあるかもしれませんが、ということのようです。そこで、それに対して通常だと思いますけれども、市債を発行し、それ以外のものについて基金から繰り入れたということだと思いませんか。

そこで、歳出のほうですけど10ページ地域振興費、コミュニティバス等運行費25万4千円なんですけれども、これは、スクールバスの混乗化ということなんですけれども、費目としてここに挙げる理由はなんですか。

○財政課長

ここでは、停留所、主には看板とかステッカーとか、そういった形で13カ所の停留所を設置いたしますので、教育費ではなくて、この地域振興費のほうで対応させていただいております。

○川上委員

そうすると、将来、コミュニティバスをこの路線で走らせる時にもこのバス停が使えるかもしれないというふうに思ってもいいですか。

○商工観光課長

このままコミュニティバスの形でいくということになれば今のままでいいと考えております。

○川上委員

このままコミュニティバスというのはどういう意味ですか。これはスクールバスですから。だから私は聞いたのは、コミュニティバスを走らせる場合、このバス停をそのまま使えることになるのかということなんですけど。

○商工観光課長

一般混乗をしておりますので、有償ということで、コミュニティバスという位置づけでありますので、予算上もそのままになるかと考えております。そのままバス停として使えるものと考えております。

○川上委員

スクールバスはスクールバスで、決断されたと思ってます。地域の方も大変喜ばれていると思うんですけど、スタートはいつからですか。

○商工観光課長

7月中の運行を予定しております。

○川上委員

それは聞いておりますけれども、ずっと7月中ということなんですよね。いつ決まるんですか。

○商工観光課長

今、陸運支局のほうに申請中でございますので、申請の認可が下りて、警察との協議が整いましたら、運行を開始したいと考えております。

○川上委員

それがいつかわからないわけですか。

○商工観光課長

今の時点では確定はしておりませんが、7月中に運行させたいと考えております。

○川上委員

7月中に運行するという答弁が最初あって、で、今、考えておりますという答弁でしたね。ちょっと細かいですか。どうなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:15

再 開 10:15

委員会を再開いたします。

○商工観光課長

相手方があることでございますので、今の時点では、はっきり何月何日ということはわかりませんが、7月中ということで調整をしております。

○川上委員

地域の方々にすれば、本当はコミュニティバスの全面復活、無料で復活するのが一番いいんだけど、もう、とにかくたまらないわけだから、有料でも、よく決断したかなという方々の、そういう声聞いてます。それで、いつからだろうっていうことでわからないということなんですよね。問い合わせればわかることじゃないですか。早くやってもらいたいというふうに思うんですけども、これについては、地元の要望があり、同意もあったと思うんですけども、どういう経過があったか、お尋ねします。

○商工観光課長

まず、平成25年3月に筑穂地区まちづくり協議会より要望書の提出がっております。その後、平成27年12月に飯塚市地域公共交通協議会において協議会委員より、スクールバス混乗についての要望が出されております。その後、平成28年3月に筑穂地区スクールバス一般混乗について、飯塚市地域公共交通協議会に提案し、事業計画について、承認をされております。その後、今回の6月補正での予算計上ということになっております。

○川上委員

地元の住民の方との話し合いはしていないという答弁ですね、今の答弁は。したんですか。

○商工観光課長

そのことについては、まちづくり協議会のほうでなされております。

○川上委員

私は、主語は「飯塚市が」ということなんです。答弁は、そしたら飯塚市は、地元の方と話していないという答弁になりますけど、そういうことですか。

○商工観光課長

その件につきましては、まちづくり推進課のほうと協議をいたしております。地元の方と協議をいたしております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:18

再 開 10:21

委員会を再開いたします。

○商工観光課長

住民直接というよりも、住民の代表の方と桑曲線へのスクールバスの混乗について、話し合いをしております直接、住民を代表されてある方の会長とお話はさせていただいております。

○川上委員

それは当たり前のことです。住民の方とは話を直接、希望する方とはまだ話ができてないということを認められたと思います。

それで、地域の方々には、いつからというのはまだぼつとしないようですけども、こういう乗れるようになりますよという周知はどのようにしていますか。

○商工観光課長

児童生徒の皆さんへは教育総務課から学校を通じて周知を行い、地域の方々へはまちづくり推進課からまちづくり協議会を通じて周知していただくこととしております。

○川上委員

まちづくり協議会の役割はあると思うんだけど、市が直接責任を負うというふうにならないんですか。それから、バス停13カ所を新たに設置ということなんですが、現場の安全確認とかはまちづくり協議会がするんですか、市がするんですか。

○商工観光課長

バス停の安全確認につきましては、商工観光課で行います。

○川上委員

ところで、地元の最初の要望の中には大野・久保山・内住方面についても、コミュニティバスの運行とそれからスクールバスの混乗の問題というのは、こちらのほうの要望も地域もあつたわけでしょう。こちらはどのように検討したんですか。

○商工観光課長

これにつきましては、ご要望いただいているのは、まずは桑曲線のみとなっており、内住線のほうでは今のところ要望があつてございません。

○川上委員

桑曲の緊急性をまちづくり協議会は訴えたんだろうと思うけども、一番最初の要求の中には、この内野方面と内住・大野・久保山方面と両方あるわけですよね。それで、まちづくり協議会が要望するかどうかという問題はあるでしょう。緊急性を認めてね。それと市が地域住民に公共交通を確保ということで、責任を持つというのは、少し違う側面があると思うんです。まちづくり協議会が言わないからといって、もともとは言ってるんですよ、それで言わないからといって、まちづくり協議会が言わないものを私たちできませんというような話とは違うでしょう。だから私としては、この問題についても、同じように苦しんで、同じように当初要望してたのに、まずはという気持ちはあるんでしょうけど、2500万円かかるわけじゃないからね。だから、緊急に地域の要望に基づいて具体的に対応したらどうかと。桑曲のスクールバスの混乗の利便性と同等程度の利便性が大野・久保山・内住にあるかどうかは、そこもよく研究の要があると思います。状況によってはやっぱり、まずはじゃなくて、いきなりコミバスを走らせるということも当然考える必要があると思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○川上委員

同じく10ページの菰田地区活性化事業検討調査委託料400万円が計上されていますけども、これは、どういうことを検討するのか。また、どこに委託するつもりなのか、お尋ねします。

○地域政策課長

本委託につきましては、平成28年の1月に経済建設委員会のほうで市場移転の方向性が出されました。そのことから、この地域、市場跡地、それとJR飯塚駅周辺も含めた中で、民間の誘導の可能性や国等との協議をしていく必要がございますことから、この地域一帯の検討を、コンサルを使って行うものでございます。事業の委託につきましては、現在、UR都市機構に委託をするという方向で検討いたしております。

○川上委員

URを検討しているというのはなぜですか。

○地域政策課長

UR都市機構につきましては、平成21年度から福岡県の委託に基づきまして、中心市街地の活性化基本計画等を策定しておりましたときから、この菰田地区については調査をいただいております。そうしたらデータに基づきまして、今回、今までの分析したデータ等をお持ちでございますので、そうした中で活用させていただいて、進めていきたいと考えております。

○川上委員

そのデータはURの持ち物ですか。市の持ち物じゃないんですか。

○地域政策課長

これにつきましては、福岡県の事業に基づきまして、飯塚市の中心市街地の活性化基本計画等をする中で、地区の調査等をされております。もちろん福岡県の委託でございますので、福岡県等が持っておりますけども、このデータについてはUR都市機構のほうで管理をされている部分がございます。そういう事情に非常に詳しいというところがございますので、そのデータを活用して、やると言うことでございます。

○川上委員

おかしくないですか、その理由は。別のところの事業について、県の委託事業を受けたURが、別の事業について、そのデータを一部持っているの、飯塚市から別の事業についても委託を受ける。おかしくないですか。まずURがそのデータを持っていていいですか。県が全て管理するべきでしょう。そして、全く別の事業を、連続しているわけでもない、別の事業なんですよ。何の関係もないんです。菰田のものと。関係があるとすれば、中心市街地に菰田が入らなかったというだけでしょう。だから、このURというのは、不思議な気がします。おかしくないですか。

○地域政策課長

先ほど申しました、福岡県の、これは街なか低未利用地の調査事業というのでございます。これにつきましては、今、市内、福岡県内も含めて、そういう地域を検討するというので、福岡県と連携をしまして飯塚市の菰田地区について、調査をいただいているものでございます。今回、この委託事業につきましても、一応県のほうの予算には計上しておりませんが、県のほうの補助事業を活用して、やることとしております。そうしたこの地域活性の中心市街地も含めた中での地域活性の連動した事業の中で、この菰田地区のエリアについて、検討をするものでございますので、これまでの調査等を踏まえた中で、この事業についても検討してやっていくということでございますので、それを勝手に流用するというものではなくて、活かしていくということでございますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

URが中心市街地で仕事をしたわけでしょう。その事業は終わったわけでしょう。成果品、データは全て県に帰属するわけでしょう。URは、そこで得た知識について、情報については、消去しなくてはいかんでしょう。処分しないといけないでしょう。人間の頭の中に入っていたものは口から出ないようにしないといけないでしょう。そして、新たにURが菰田で、今、県から事業を受けているのがあるんですが、委託か何か。

○地域政策課長

本年度、28年度についてはございません。ただ、先ほど申しましたように、本年度、この調査事業にあたりまして、県の補助事業を活用してやりたいと考えております。今現在申請を行っているところでございます。今回、市としてこの委託をするんですけども、これについては、これまでの経緯とも、福岡県はもちろん、御存じでございますので、その補助事業に乗せて、この事業を実施したいと考えております。

○川上委員

既に別に福岡県に対して、補助事業としてURを使いたいという申請をしているということ

ですか。それなので、新たに市が400万の今回の事業をする場合、検討調査をする場合は、あわせてURに頼みたいということなんですか。

○地域政策課長

今言われる部分につきましては、立地適正化計画等も含めて、共同でといいますか、連携をとりながらやっているところでございます。この菰田地区の活性化の検討業務につきましても、現在福岡県のほうに補助事業の申請をいたしておりますけれども、そういう立地適正化計画、そういうものとも連動をしながら、全体として菰田地区の活性化計画をどう位置づけるかというところでやっているところでございます。

○川上委員

お認めになりましたけれど、そうすると、立地適正化とリンクした仕事ということでURを使うので、今回のものについても、URということなんですね。そうしたらそれでよいかという問題があるわけですよ。そうしたら、2つあるんです。リンクさせてよいかという問題が、必要性がよくわからないのが1つとですね、それから、データのことは関係ないわけでしょう。それから、立地適正化でUR、それは予算があがっているわけじゃないからあれだけど、URに立地適正化のほうでしたのはなぜかという疑問も湧いてくるわけです。この2つ、答弁できますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:37

再 開 10:41

委員会を再開いたします。

○企画調整部長

担当課長が答弁の中で、立地適正化という話が出ていましたけれども、立地適正化とは直接関係はございません。市場が移転するという方向がわかりました関係と、駅前の炭都ビルの購入地というのがございます。これも関連したところで、どういう具合に次の段階として進めていくかというところを模索しているところでございます。そういった中で、先ほどありましたように、県の事業としまして、中心市街地活性化事業の着手前に県の事業として事業がされております。そのデータは当然ながら県のデータでございまして、そのデータを活用させていただきながら、財源も含めて、県のほうと調整しておりました。そういった中で、URさんのほうが、中心市街地活性化事業の着手前にそういった形でのデータを持ってあるという形でありましたので、ノウハウを持ってあるということですので、県のデータを活用させていただきながら、県に了解をいただいて、今回そういう方向で事業を進めようとするものでございます。その中で、財源につきましても、県のほうと今、協議を進めておりまして、ある程度の目安は立つというような状況でございます。そういう状況でございます。

○川上委員

最初に、URありきだというふうに言われても仕方がないですね。URについては、もうご承知のとおりの問題が、国政をめぐる重大事態となっておる中で、URはまだ反省を示していない企業です。それでそうした中で、このUR先にありきという決断をするのであれば、それ以前に不透明性がないということ明確にする責任は市にあると思います。先ほどからの答弁では、その辺が見えない。指摘をせざるを得ません。

次に、買い物対策事業費補助金100万円ということで、報道にもあっておりますので、承知しておりますけれども、なぜ100万円なのかということもありますし、経過とですね、どういう事業を応援するのか、お尋ねしたいと思います。

○まちづくり推進課主幹補

助成内容につきましては、地域活性化センターの助成金を活用するものでありまして、この

事業が頑張る地域応援事業ということで、150万円が一応限度額となっております。そして150万円で申請しましたら100万円という採択となりましたので、100万円の中で今回、筑穂地区まちづくり協議会の買い物対策を行うものでございます。

○川上委員

なぜ100万円かと聞いておるわけですよ。100万円の採択になったから100万円だという答弁、今もらったんだけど、なぜ100万円ですかと、私が今聞いているようなことを聞かないのかなというふうに思うんですよ。もう答弁できませんか。

○まちづくり推進課主幹補

内容につきましては、本来もっと積み上げてお金が、例えば、用具、レジとかショッピングカート、それから、これに関係するスタッフ謝礼金やコーディネーター費用などを積み上げて、本当はもっとお金が必要だったところもありますけども、採択上100万円ということでございましたので、それを限度に、その中で筑穂地区まちづくり協議会のほうが実施するということになりましたので、数字上で100万円ということで、それ以上の追加というか、お願いをしてはおりません。

○川上委員

やっぱり、不思議に思うのはね、100万円のばらまきをやってるわけじゃないわけだから、こういう事業が地域活性化に必要で、買い物対策に必要で、これだけの事業をして地元が頑張ろうとしていると。それに対して、市はこれだけの応援はしようと思うけど、上の、県なり国なりの補助事業がないのかということになってくるわけですよ。100万円と言われたら、その範囲だけですかということ、そういう仕事の仕方でのいいのかという心配はあります。

それから、同じく10ページの民生費、児童措置費の私立保育所等保育措置費、山内と伊岐須の認定保育園、2つの幼稚園に施設整備のお金を4億1051万5千円ということで予算計上されていますけど、この財源の内訳はどういった感じになりますか。

○子育て支援課長

補助率3分の2で国、県が3分の2、市が3分の1となっています。

○川上委員

金額でいうとどうなりますか。

○財政課長

4億1051万5千円の内訳でございますが、ここ書いております県の補助が2億7367万6千円、それから保育施設整備事業債という地方債がありますが、これが1億940万円、それと一般財源が2743万9千円です。

○川上委員

聞き方が悪かったですね。一般財源のこの借金の話を聞こうとしたんですけれども。これによって事業が進むんだけど、繰越明許費設定になってますね。これが事業完了というか、整備が済むのはいつになりますか。

○子育て支援課長

6月に補正しまして、それから県のほうに申請いたします。で、許可が出ましたらそこから設計が始まりますので、本体工事は来年になろうかと、平成29年度になろうかと思えます。

○川上委員

どういうふうに言ったらいいかな。子どもが実際に使えるようになるというか、要するに工事がいつとかではなくて、工事が終わるのが聞きたいわけです。

○子育て支援課長

平成29年度で終わります、平成30年度から認定こども園の開設となります。

○川上委員

これによって、心配されております緊急課題の待機児の解消にどのくらい貢献できそうです



か。

○子育て支援課長

山内幼稚園は保育部が定員60名、そして3歳未満児が6名、伊岐須幼稚園のこども園は保育部が定員が40名、3歳未満児が10名となっておりますので、保育部は60名と40名です。100名の保育部のほうが解消できるかと思っています。

○川上委員

新たに100名分の、施設基準でいえば入所が可能になるという意味ですか。

○子育て支援課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、6月1日で66人でしょう。で、12月で、私は120人ぐらいはなるだろうという思ったんだけど、その大半はこの2つで解消できるという計算上はなりますか。

○子育て支援課長

現在66名、そして12月では120名ぐらいの待機児童っていうことを言われてますけど、平成30年から開設、4月1日開設となりますので、即60名、120名が今すぐ解消になるということでは、申し訳ありません、ありません。

○川上委員

そしたら平成30年度からは100、定数はふえるので、そのときになると待機児解消に貢献できるということになりますか。

○子育て支援課長

そうです。平成30年からの120名ぐらいはできるかと思います。

○川上委員

これについては、平成30年と言わずに早めることはできないんですか。

○子育て支援課長

申し訳ありません。事務上、工事の関係で早めることはできないかと思ってます。

○川上委員

そういうことないと思いますね。国を挙げてね、私は今、安倍政権のやり方ではだめだというふうに言ってるんだけど、それにしても、国を挙げて事態打開しようとしているそのときですよ。県が認可するのがどうのこうのとか、急いでもらえばいいじゃないですか。1年くらい早くするくらいの決意でね、段取りができないのかなというふうに思います。

それから、先ほど、今の待機児については手が差し伸べられないと、解消に役立たないという答弁でした。それで、緊急事態なんだけど、平成30年ぐらいまでのことには4億円投入するわけですよ。緊急事態の今のやつにどのくらいのお金をかけて、事態打開をはかっていくかと。菰田保育所のことやら提案したじゃないですか。2億7千万円もかけなくてもできることがあるだろうと思います。これはちょっと指摘をしておきたいと思います。

それから、10ページの清掃総務費、弁護士謝礼金の517万2千円ですね。合特法の説明はありました。弁護士に対する謝礼金が517万2千円なんだけども、この金額は何によって算定されてるんですか。

○環境対策課長

今回の謝礼金につきましては、顧問弁護士より実費に係る費用、そして報酬につきまして請求がっております。今回、契約によりまして、1億3631万7217円かけることの0.03プラス69万円。これにつきましてトータルが477万9516円、それに消費税賦課分として38万2361円、合計の516万1877円となっております。

○委員長

金額違うんじゃない。

○環境対策課長

今回の請求事件の内訳としましては、平成19年1月から平成24年末まで、飯塚環整事業協同組合へ発注を行った総額の4億1726万8868円、そして平成25年から26年10月までに市が発注を行った1億2800万円、これにつきまして合わせた5億4526万8868円の4等分といえますか、4業者でしたので、その分が自分の請求をする額に値するという相手方の主張で、1億3631万7217円の基礎となっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:57

再 開 10:58

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

すいませんでした。質問をよく聞きませんでお答えをしました。先ほど申しましたトータル金額の516万1877円プラス諸費の9310円をプラスしたものが、請求金額の517万1187円となっているものでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:59

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

○観光対策課長

弁護士の謝礼金につきまして報告をいたします。実績額が9310円。報酬といたしまして、516万1877円、合計金額が517万1187円でございますので、予算要求としましては、517万2千円となっております。

○川上委員

判決内容をお尋ねします。

○観光対策課長

判決につきましては、原告の請求を棄却する、訴訟費用は原告の負担とするとなっております。

○川上委員

提訴の事実、争いのポイントとかも聞いていいですか。

○環境対策課長

争いの争点といたしましては、以前に覚書を交わしておりました被告が原告に代替業務を委託する債務が発生するか。また、原告が被告に対し、請求をすることが阻止されるかという点でございました。覚書につきましては、平成16年締結におきまして、飯塚市と浄化組合、嘉飯山環整組合との締結がございまして、当時相手方につきましては、4業者で組合に入られておりましたけども、業者間のトラブルにより平成20年3月に脱退されておりますので、飯塚市に対しての代替業務等の4分の1の請求は値しないということでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○坂平委員

土木費の分でちょっとお尋ねします。このたび道路橋りょう維持費、この分と中心市街地の歩行者空間整備事業。これ、道路橋りょう費補修工事費ですか、これは旧飯塚市の路線、全部が。

○土木管理課長

舗装の修理につきましては、飯塚市全域が入っております。

○坂平委員

全域という一番上から目尾・久保白線ですか。これどのあたりか、資料で確認を私、まだしてなかったもんですから、だいたい場所をどことどこということ教えていただけないですか。

○土木管理課長

資料の4ページですね、目尾地区になります。工事概要説明資料の5ページ目、豊後町・門出町1号線のところにつきましては、東町になります。それから、資料の6ページ、長尾・北古賀線道路補修工事につきましては、北古賀です。筑穂の北古賀です。それから資料の7ページ、大日寺・吉原町線につきましては、西町です。それから8ページの馬場・木浦岐線につきましては、颯田の松尾というところになります。200号バイパスから降りた部分になります。続きまして、9ページ6番の水江・建花寺1号線につきましては、飯塚自動車学校の付近になります。

○坂平委員

この道路補修工事費ですか、道路橋りょう。これは、随時、計画的にシミュレーションはしてあるわけですか。どういったシミュレーションされてますか。

○土木管理課長

市道の1級、2級路線、243キロメートルございます。そのうち、道路の状況や交通量を勘案して、事業計画を作成しております。

○坂平委員

その事業計画書は何年分されてあるんですか。

○土木管理課長

舗装耐用年数が10年と短いことと、大型車両の通行量によって、さらに短くなるということで数年規模の計画にしております。

○坂平委員

というのが、今回6路線ですか、整備事業であげてある。基本的に、ほかにもたくさん道路の表面が悪いところが、市内各地に分散してあると思うんですね。この事業はやってもらう分はいいんですけど、やってもらった地域、やってもらっていない地域、どうしてもいろんな市民の方々の意見が出るわけですね。あそこだけなぜ早くなるのかと。そういったことを、やっぱり計画を立ててあるのであれば、ある程度、それは各地域にわかるように何らかの形で、説明はいりませんけれど、例えば市報に載せるとか、年次計画を。そういったことも考えていかないと、どうしても我々のところに苦情等をたくさん言ってこられるんですね。だからそのあたりも少し考えて、やっていただきたいなど。やっていただいているところは、おそらく地元から陳情とか、そういったことも多々多いと思うんですね。

あと以前からあった、この3600か3700路線、以前からもお話しをしていたんですけど、これは制限令というような過去にもありましたんで、そういったことの将来の計画展望、こういったことは全く考えてないんですか。

○土木管理課長

将来の制限令に対します考えについては、今のところはちょっと考えておりません。

○坂平委員

一時期、道路の制限令、これに対して幅の問題は、GPSとか、そういったコンサルが持っている最新型の機械で幅員とか、そういったものを全部測れると。だからそれは当然、飯塚市としても、将来にかけては一応調査等をして、将来のことも考えて計画を立てなきゃいかんんじゃないかということで、一時期はそういった話で都市建設部も考えておられたと思うんですね。それが今聞くと、全く考えておりませんということで、それはもう完全に白紙になった

わけですか。

○土木管理課長

道路の1級、2級につきましては、幅員等の確認はできておりますが、道路制限について、どうするかというのは、今のところ考えてははっきりした結論は出ておりません。

○坂平委員

ここで市長にお尋ねします。道路制限令というような、そういった市のほうからの道路を制限して、通行をさせないというようなことは、今後はないわけですか。

○都市建設部長

先ほど、3600カ所という形の中で、調査は今言われたGPSという形で調査はしております。それで、そこそこ一般の車両の通行もありますし、大型が通っているところも、当然そこそこで事情がございます。その状況の中で、道路法の中で、通行を制限させるというのはなかなか今のところも厳しいというふうな認識を持っておりますので、ただ、その中で、地元の方がご迷惑を被っている部分等々を含めて、制限をするだけではなくて、道路の改良とか、そのあたりも含めて、どういう形で収まるかという観点の中です、考えていくべきものだろうというふうには考えております。

○坂平委員

今答弁としては、立派な答弁されてますけど、基本的にそういう道路法に引っかかるような道路がこの飯塚市には各所あるということですので、今の質問を私しているんですけど。だから、全く計画はないということであるならば、今の答弁は精通しないわけですよ。だから、今先ほど私が市長にお答えをお願いしますというのは、そこなんです。今後、そういった問題等が地元の地域の意見等が数多く出たときも、またそういった形のものが発生するのかなと。発生するのであれば、当然そういった道路をなくすようにするのか、完全に道路法に則って早急に制限をかけるのか。そのあたりをきちんとやっぱり整理をしないと、問題が発生したときだけ、それに集中して審議をします。それでは、今から飯塚市に事業所を置いて、たくさんの方が入ってこられたときに、まさかそういった道路の制限をかけるかということには、これは全国的には数多く何万路線という路線があると思うんですよ。そういったことを、やっぱり早く飯塚市としては、どの方向性できちっと整理をしておくかと。1回もう経験してあるわけですからね。それを教訓にして、整理をするべきではなかろうかと。方向性を出すべきではなかろうかというふうに思うんですけどね。そのあたりはどんなふうですか、執行部としては。

○都市建設部長

先ほど申しましたとおり、全ての路線を改良なりをしていくというのは、なかなか現実的には難しいところであります。その中で、道路法の中でもいろんな形で制限を解除できるような形の方法も当然考えないといけないというふうに思っています。ただその部分が、3600カ所の想定の中で、どのくらいできるのか、当然事業費がどのくらいかかるか等々もございますので、その部分については、先ほど調査をした結果をですね、分析等々も含めて、どういう形の部分で進めていくかというのは、今のところ持ち合わせておりませんが、そういうところも含めて、全体的な計画といえますか、そういうふうな部分を吟味しながら、一度つくっていきたいというふうには考えております。

○委員長

坂平委員、ちょっと予算からずれ気味ですので。

○坂平委員

それで、基本的には、この話はもう2年ほどなると思うんですよ。いまだにそういった計画がなされていない。また、調査も十分に終わってないという状況ですし、また、今の答弁を聞くとそういったことも勘案しながら、考えていかなくはないかというご答弁でございます。

で、できるだけ早く、一回調査だけ、全部して、今後どういうふうにするかという方向性を1日も早く出すべきだろうと思います。それによって、こういった1級、2級の道路、2級はそういった道路が多いとか、1級道路もそういった道路があると思うんです。でも、1級道路いうことになれば、そういった路線はなくすような形のものをつくっておかないと、今は補修工事、極端にいうとオーバーレイだけですよね。オーバーレイだけであれば、非常に予算も安く上がるでしょう。整備事業は。でも、改良事業も併用してやるような形のものをしていかないと、どうしてもそういったものが、あと残しになっていくと思いますので、そのあたりも十分考えて、できるだけ調査を急いでいただきたいと思います。お願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博文委員

10ページの地域振興費、再度すいません。菰田地区活性化事業費ですけども、これは調査研究をされて、今後、それをもってどういった形で進めていくスケジュールなのか、もしわかれば教えてください。

○地域政策課長

これにつきましては、今年度中に一応調査、検討を進めまして、幾つかのパターンで、どういう活性化を進めていくかという計画をつくりたいと考えております。それをもって関係各課、国、県も含めてしますとともに、地元のほうにも計画をお示しをして、意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。実際、事業等のスケジュールになりますと、市場の移転とか、旧炭都ビル前の県の橋の架け替えとかいう事業もございますので、そういったものとスケジュールを調整しながらやっていく形になろうかと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、「第10款 教育費 第5項 社会教育費 公民館費」以外について、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11：26

再 開 11：27

委員会を再開いたします。

次に、本会議において審査要望のありました件について、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長

審査要望のありました「移転場所は現在地より多少不便になるのではないか。その場所が中心市街地活性化基本計画におけるエリア外となるが、費用と利便性についてどうバランスをとるのか。また、土地を買う必要があるのか。」という点につきまして、まず費用の面についてご説明いたします。

立岩公民館の基本的な整備方針といたしましては、現在の地区公民館の利用状況等を調査し施設面積800平方メートルを想定し、2階建てと想定した場合、本館建設用地として約500平方メートル、駐車場として48台程度を想定し1200平方メートル、併せて1700平方メートルの敷地を確保したいという方針で検討を進めました。その条件に合わせ、現在地において建替えた場合と、JT跡地への建設費用について比較いたしますと、概算見積もりではございますが、現在地への建替えは解体工事も加わることから約5億2800万円、JT跡地では用地購入費を含め約4億4400万円と想定いたしております。また、JT跡地の場合、現公民館敷等が売却できれば、売却益を公民館建設費用の一部に充てることも可能であると考えております。

次に、利便性につきましては、現在地から北側に500mほど移動いたしますが、必要面積が十分に確保できるJT跡地に移転することが良いと考えております。当地は、幹線道路から離れますが、反面、交通量も比較的少なく、公民館の出入りが計画しやすい利点があること、さらには飯塚第一中学校に隣接した場所でもあるため、学校との連携が図られ地域コミュニティのより一層の活性化に向けたメリットもあると考えます。当地を取得することで、学校入り口道路の拡幅改良が図れることも期待しております。

このようなことから、バランスということでは現地における利便性がなくなることを補って上回る新たな利便性や費用面での評価が得られるものと考えます。

最後になりますが、審査要望の中でもご意見が出ておりました市議会への説明につきましては、予算案が議案として上程されることから市民文教委員会へは非公式に報告するに留めておりました。予算議決後は、建設計画の策定にあたり、正式に市民文教委員会に諮りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長

審査要望のごございました「市役所の駐車場に駐車して、別の施設を利用している車の1日平均台数」につきましては、現在、本庁駐車場の管理業務を委託し、駐車台数の把握や長時間駐車の確認を、10時と13時30分の1日2回行っていますが、駐車している車の持ち主がどの施設を利用しているかまでの実態は、把握していないところでございます。

また、「駐車場が満車で停められないといった苦情の件数と車の台数」については、苦情の件数と台数の詳細な把握は行っておりません。最近寄せられた第3駐車場に関する苦情につきましては、6月17日に2件、6月22日に3件ありました。電話での連絡や総合案内、訪問先の窓口において、直接苦情が寄せられている状況でございます。苦情の内容としては、いずれも満車で停められないといったことでもございました。

○委員長

審査要望に対する答弁が終わりましたので、「第10款 教育費 第5項 社会教育費 公民館費」について質疑を許します。質疑はありませんか。

○梶原委員

今、審査要望の答弁がありましたけれども、本会議場でもですね、議員のほうから今のJTの跡地じゃなくて、今あります別館の敷地でもいいんじゃないかとか、いろいろ意見がありましたけれども、市庁舎駐車場としてですね、計画している敷地の一部を公民館用地に充てる余裕があるという意見があるが、駐車台数の論議は別にして、現在の庁舎建設計画は新庁舎が完成した後、旧庁舎の解体や第2別館を解体し、駐車場として整備する計画であったと思いますが、一斉に行くと駐車場の確保ができないため駐車場をローリングしながら、整備を行うはずだと思いますけれども、今から公民館建設計画を庁舎建設計画の中に加えることは実際のところ可能なかどうかお尋ねいたします。

○総務課長

「新庁舎建設基本計画」におきまして、来庁者駐車場につきましては、現状の把握、客観的な推測、他市事例の調査を行った上で、駐車場台数を220台から240台を整備することとしております。また、本事業につきましては、庁舎建設特別委員会におきまして、計画や事業費をご説明しながら進めてきたところでございます。平成26年2月14日の同委員会では、工事の順番と駐車場台数の推移を図示したローテーション計画を提示しまして、本館解体後に来庁者駐車場の整備、続いて第2別館解体後に公用車駐車場の整備、最後に現在の第3駐車場を整備して有料化する旨をご説明しているところでございます。本事業計画では、第3駐車場と第2別館敷につきましては、庁舎の機能として駐車場という位置づけしかできず、用途の変更はできないものと考えております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○川上委員

相手方がJ Tということなんですけれども、J Tから相談があったのか、市から相談したのか、それも含めて交渉の経過をお尋ねします。

○生涯学習課長

このJ T跡地につきましては、27年の5月に公拓法、公有財産の推進法に基づく申し出書がJ Tのほうから、日本たばこ産業ですけれども、のほうから市のほうに届け出書が提出されました。それを受けまして、市としては、協議を行うということで、J Tのほうに報告をいたしております。その後、候補地にJ T跡地を加えることで検討してまいりました。土地につきましては、交渉の中でJ T跡地の評価額等を検討しながら、協議を重ねてまいっております。

○川上委員

J Tから申し出があったということなんですけれども、どういう内容ですか。幾らで売りますとかいうことは書いてないわけですか。

○生涯学習課長

当初は公有地拡大推進法に基づいての届出でありまして、金額等は当初はございません。その後、協議を進めていくという回答をした中で、以後は金額の交渉も、協議も重ねてまいっております。

○川上委員

J Tが売りたいと、買ってくれと言ってきたときに、市は既に候補地を持っていたでしょ。それはどこですか。

○生涯学習課長

当初の立岩公民館建設につきましては、現地での改修、現在の建物の改修、現地での改築、第2駐車場での新築、今ちょっと話がありました、第3駐車場での建築と立岩小学校グラウンドでの建築で検討しておりました。

○川上委員

場所としては、現地と第2駐車場と第3駐車場と立岩小学校、場所としては4つ、候補地として挙げていたということですか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

4つ場所があって、方法としては、現地改修というのもあったので、パターンとしては5つあったわけですね。それぞれの場合の金額、これぐらいかかるであろうというシミュレーションはあったんですか。1から5までの間で。

○川上委員

それぞれにつきましては、工事費等の概算は算定いたしております、その結果、今回に至っております。

○川上委員

それでその額については、それぞれ幾らになっているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:41

再 開 11:43

委員会を再開いたします。

○教育部長

それぞれ今、5カ所の検討を行ったというふうにお伝えをしておりますけれども、その中で

先ほど総務課長のほうから答弁ございましたように、第3駐車場検討の件でございますけれども、これは市民文教委員会の非公式なお話の中で、そこでの検討もあるのではないかとというようなご指摘ございまして、検討したということでございます。ただし、総務課長答弁のとおり計画変更できないということでございましたので、この分については検討を断念しております。そういうことで4カ所の検討しておりますが、大規模改修工事については5億7千万円程度かかるというふうに想定しておりますし、改築の場合は、先ほどの答弁のとおりでございまして、現在地に改築した場合には、5億2800万、また、第2駐車場の検討でございますが、ここににつきましては、建設費としては4億というふうに概算でございますが、見積もりをしておるところでございます。それからJT跡地につきましては、先ほどの4億4400万、それから立岩小学校につきましては、これは立岩小学校も児童クラブが現在ございます。ここに公民館も併設できるのではないかと検討いたしておりますが、この児童クラブにつきましては増築工事が今計画が進んでおりまして、増築をされますと、公民館の必要用地が取得できませんので、この分についても断念をしておるところでございます。

○川上委員

そしたら5億7千万、5億2800万、4億、そしてJTを使えば4億4400万ということなんですか。それで、このJTの用地を購入するというこの中での決断をした要点は、どういったことになりますか。

○教育部長

先ほど申し上げましたように、金額の面で申しますと、第2駐車場がJTよりも下回る金額にはなっておりますが、ここの敷地面積が1292平方メートルということで、先ほどご説明いたしました1700は確保したいという私どもの見通しから面積要件が減ります。また、ご承知のとおり幹線道路に隣接をしております、公民館建設計画を行うにしても出入り口への支障があるということ、さらに駐車場につきましても、必要台数48台ということでご説明いたしましたが、それを満たすこともできず庁舎の駐車場のほうをどうしても利用者のほうが使わざるを得ないというような状況もありまして、第2駐車場もあまりいい条件ではないというふうな判断の中から先ほど、説明ございましたように、JTのほうから公拵法に基づきます市の紹介ございまして、内部でも協議をさせていただいて、ここを公民館の候補地として検討するという運びになりました。その中で必要面積が確保できること、また、出入り口につきましても、第2駐車場に比べると自由度が増すというような状況もございまして、また、コスト的にも先ほど申し上げました検討の中では用地買収ということは出ますけれども、比較的有意性があるというふうに判断をいたしまして、JTでの計画を進めたいと考えているところでございます。

○川上委員

JTを決断した理由をお尋ねしたんですよね、そうすると、面積が適当であったと、出入り口が、アクセスが他の所よりも有利と。そして3番目がコストが一番安いわけではないけども、1番、2番よりは安いでしょうということですか。その3点ですか。

○教育部長

先ほど、生涯学習課長のほうが答弁をさせていただきました点について、再度繰り返しますが、ご説明をさせていただきます。利便性について、現在地から北側に500メートル移動いたしますが、必要面積が十分確保できる。また幹線道路から離れますが、反面、交通量も比較的少なく、公民館の出入り口が計画しやすい。さらには、第一中学校に隣接した場所でもあるため、学校との連携が図られ地域コミュニティのより一層の活性化に向けたメリットがあるというような理由でございます。

○川上委員

全部消極的理由による決断ですね。そりゃそうでしょね、JTが売り込みに来なければ、当



初の候補地に改修したり改築したり、新築したりしたんでしょうから。それで、JTは何と言って、売り込んできたんですか。国の法律で、地方自治体は買ってもらわないといけないんですよということですか。それとも、立岩公民館をつくるのであれば、ここが便利ですよと言ってきたのか。土地をとにかく買いなさい、買ってもらいたいと言ってきたんですか、どちらですか。

○教育部長

JTから照会ございましたのは、先ほどからご説明しております公拡法の関係で当該地が用途地域に指定をされております関係からこれの売却に当たっては、いわゆる飯塚市なりそこを所管する地方公共団体に公共用地としての利用があるかどうかの紹介を必ずかけなければならぬということになっております。そういうことで飯塚市のほうに照会があったわけでございます。所管部署としては都市計画課のほうに照会がかかっております。その分について、教育部のほうにも照会がございましたので、公民館敷地としても検討する価値があるのではないかということで、庁内、市長部局も含めて、関係部局と協業をする中で、公民館敷地としての検討を進めるべきではないかというような意見もいただきまして、計画を進めたところでございます。JTからの直接的な公民館敷地としての売り込みはございませんでした。

○川上委員

たまたま飯塚市が、JTは公民館の建て替えを図っていることを知らないわけがないでしょう。知った上で、この土地どうするか考えてもらいたいと言いに来たんじゃないんですか。地元とは、その1、2、3、4、5で、4は別としても、第3駐車場は別としても、話をしておられたと思うんだけど、地元とは、このJTの問題を含めて、どういう話をしましたか。

○教育部長

地元との話でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたような候補地を検討しているというようなことは内々お知らせはしておったところでございます。JTの問題につきましては、今年に入ってからということになりますけれども、いわゆる一中の裏側に位置します日本たばこ産業の土地も合わせて検討を行っているというようなご説明をさせていただいているところでございまして、この検討につきましては、特段ここは絶対に反対だというようなところはございませんでした。その中で、私も教育委員会教育部といたしまして、ここが適地はないかというように判断をいたしまして、その後につきましても、地域のほうにご説明をいたしまして、一定の了解はいただいているというふうに理解しております。

○川上委員

いっとういった話し合いを地元でしたのか、一定の合意というのも当然あったんでしょうけど。どういった状況で一定の合意と判断しておるのか。それ聞かせてください。

○生涯学習課長

まず、地元に対しては、平成27年にまずこの公民施設整備実施計画の説明に行きまして、その後、平成28年の2月5日に立岩地区公民館連絡協議会に説明、同じく12日に立岩地区公民館運営審議会に検討、現地建て替え、それから移転での新築等の説明をさせていただいております。その中で、JTの跡地についても、まだこの時点では入ることもあってるということでお伝え申し上げて、平成28年の、今年ですね、6月の3日に立岩地区公民館連絡協議会、24日に立岩地区公民館運営審議会にJT跡地で進めていきたいという説明を行っております。その折には、前段の2月におきましても、6月におきましても、特に質疑とご意見等は承っております。

○川上委員

質疑ゼロを意見ゼロということですか。

○生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

立岩地区には、自治会連合会があると思いますが、そこはどのような話し合いをしていますか。

○生涯学習課長

今申しあげました、立岩地区公民館連絡協議会という名称が、俗に言う自治会長会の名称でございます。

○川上委員

国の法律に基づいて、国の土地を買ってくださいというときに、全国的には過去の例から言えばですね、政治家がかかわってくるということがままあります。今回の場合、政治家の斡旋ないし、紹介、関与はありませんでしたか。市長から各課段階まで。

○教育部長

J T跡地につきましては、国有地というようなお話ございましたが、これは、民間の土地であっても一定面積以上の分を用途地域内で売却を計画する場については地方公共団体の届け出があるということでございますので、これは、国有地に限らないということをまず1点、ご理解をいただきたいと思います。それからご質問の件につきましては、一切どこからもお話があっておりません。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○坂平委員

同じことの繰り返しになるかもしれませんが、本会議場で2名の方が質問されていますので、後は総務委員会のほうでしっかりと審議をしてくれということですので質疑をさせていただきます。今現在、市有地で駐車場は何台停められるんですか。新庁舎ができた後、新しい駐車場整備事業計画がありますよね、それと第2駐車場かな、それと合併前に購入された、それと元税務署跡地、今の保護課とか、そういったところが入っているところがこれ全部合わせて、何台の駐車台数になりますか。新庁舎ができた後の。

○総務課長

整備完了後の平成31年2月におきましては、来庁者駐車場が258台、公用車が92台。新庁舎の前の駐車場が119台、第3駐車場に相当するところ、ここが139台で、合わせて258台、公用車駐車場数ということで92台でございます。

○坂平委員

これは崩した後。

○総務課長

そうでございます。

第2駐車場につきましては、これは駐車場としては使用しないというふうな形で、全部で350台になります。

○坂平委員

公用車は今、何台あるんですか。

○総務課長

本庁のほうで96台、それから、教育委員会のほうで3台というふうな形になります。

○坂平委員

来庁者はだいたい1日何台ぐらいを想定されてあるんですか。車で来られる来庁者。

○総務課長

来庁者駐車場は220台から240台が必要としております。

○坂平委員

必要としているというのは、今現在、実績がそうあるわけですか。

○総務課長

現在のところ、200弱というふうな形で考えております。

○坂平委員

今現在、定住人口もだんだん減ってきている。それと職員もどんどん減らしていつている状況の中で、200台ぐらいということで、一日中200台停めてるわけやないですからね。今現在、庁舎ができあがったのち、正面の駐車場入れて258台のスペースがあるわけですよ。なんで駐車スペースを258台、50台から40台余るだけのスペースを、余裕を持って、また新たな敷地購入をするという考え方ですよ、今は。工事に入って建て替え中は、ローテーション中で駐車スペースが足りないかもしれませんが、これ、要するにあと3年間くらいでしょう。その間は。その後は飯塚市として、長々飯塚市は存続するわけですよ。今現在、これだけ保有財産売り払いを一生懸命やってる最中に、財政的にも厳しいといういつも表現をされる中で、新たに何でこういうJ Tの跡地を、しかも、今現在、立岩公民館が建ってるところからかなり遠い場所に、わざわざ移転をして建てるのかと。これだけ飯塚市の庁舎周りの敷地としましては、2万平米くらいあるわけです。総面積は。で、ゆっくり駐車スペースが取れる中で何で、新たにそこで購入する趣旨が今一わからないなど。もとの税務署跡地、そこで十分、建てて下を公用車駐車場と併用して使えるような計画を立てるべきではなかろうかと思うんです。土地の購入にしては路線価格とか、そういうものの中から言うと11万6千円、これ非常に安い価格だと思いますよ。でも市があそこを購入しない場合は、民間が購入してだれかが物を建てたらという想定ですけど、そうすると、固定資産税、そういったものも、その収入源になると思うんです。そういった中で、もう少しこれは計画を、先ほど資料を見せていただいたんですけど、5つぐらいの素案をつくられて、これがだめ、これがだめ、これがだめというふうな形でJ T跡地が一番、全て丸だというような資料をちょっと見せていただいたんですけどね。ほかのところを見ると、建設コスト、現在地であれば5億7千万円、これは改修工事ですね、現地の建て替えが5億2600万というふうにあるんですけどね。第2駐車場新築にしたら、先ほど言われました4億というようなことでね。J T跡地は建築工事費が3億6300万か。これ想定で出されてあると思うんですけど。あくまでも床面積800平米でしょう。1階と2階合わせて、800平米じゃないのかな。先ほど言われてた。初めからJ T跡地ありきで駐車台数とか面積が考えられた計画案ですよ。今資料を見せていただくと。だからそれを私はあくまでも市有財産を、市有地の土地を幅広く売り払いをどんどん推進していく状況の中で何でそこまで購入しなきゃいけないかなというふうな考えもあるんですね。どうしても、その保護課のあと前税務署の跡地ですかね。あの辺りに効率のいい立岩公民館をつくるような計画は立てられないんですかね。

○教育部長

ご意見といたしましては、先日の本会議場でのご質問にもございましたように、今の第2別館跡地を検討すべきではないかというお話でございますが、先ほど総務課のほうからご説明がありましたように、公用車の駐車場としての計画をしてありますので、先ほど教育部のほうからご説明いたしました際にも、第3駐車場ということで、市民駐車場としている敷地内に建設ができるかどうかということで、検討したことはございますが、これについても、計画の変更はできないということでございますので、中身についてのご説明しておりませんでした。一部をご紹介させていただきますと公用車の駐車スペースというのは、これはもう割くことはできませんので、来庁者用の駐車場に公民館が併設できないかと教育部のほうで検討した内容でございますが、あその敷地が約3千平方メートルございます。その中で予定台数は139台というような説明が先ほどございましたが、公民館敷地といたしましては、建物として800平米でございますので、2階建てで計画をいたしますと、1階部分は400平米、なお、周辺面積を取らなければなりませんので、約25%増し、500平米ほどは必要ではないかというふ

うなことで、想定をいたしますと、駐車台数につきましては、約24台分が減るとような見通しでございまして、なおかつ公民館としての駐車台数、これも48台ということで、ご説明をいたしました。合わせて72台分ということが不足をしております。かなりの大きな影響があるのではないかとということで、ここへの公民館併設は将来に向けての庁舎の利用者について支障を生じるという見通しを立てております。またあわせて、仮にでございますが、現第2駐車場ということで201号線に沿ったところに駐車場がございます。ここを使用したといたしましても、完全にその不足台数が解消できないということもございまして、第3駐車場の敷地内に公民館併設は、建設計画の話は別といたしましても、将来の庁舎利用に支障が生じるということで、断念をいたしております。

○坂平委員

それは教育部長、少しおかしいと思うよ。72台の駐車スペースが足りないということで、今言われましたよね。今現在、50台近くスペース的には余るわけですよ。例えば、建物の下に、1階をピロティにして2階3階に公民館をつくっても構わないんです。そうすれば72台のスペースは十分取れるわけですよ。今、あなたのその理論から言うと。72台不足するということ言われようわけでしょ。今現在、新庁舎ができた後、前の駐車場を入れますと258台、そのうち210台ぐらいですと。約50台近く余る。そういう算定からすると、もう少し、考える余地はあると思いますよ。あなた方の理論が、どちらが正しいとかじゃなくて、あくまでもできるだけコンパクトに、市有地をまとめて離れたところに公民館をもっていったりとかすることよりも、財政的にも、そっちが無理がないんじゃないですか。このJT跡地というのは以前からいうと降ってわいてきたような話ですよ。もともとは現地に建て替えをするか、こちらのほうかなというふうな考え方してたんですけどね。そのあたりを十分検討をするか、今回初めて予算がぼんと上がってきたからこの話になってるわけですからね。市民文教委員会でも中身の無い、上滑りの話だけしか報告を聞いてないというようなことだったもんですからね。私も、急にこの予算が上がってきて総務委員会のほうで審議してくれというのでしてんですけど、今の説明を聞いた中からいうと、十分その第3駐車場、保護課の跡地でも十分建てて、機能するスペースがあるなというふうに解釈するんですけどね。駐車台数のスペースが足りないからということで、無効ということで主張されるのであれば、今のような見解の意見になってくるんですよ。

○教育部長

駐車台数の件は別といたしまして、今ご意見の中に、いわゆる駐車場の立体化というふうなご意見いただきましたけれども、公民館の、ピロティ形式にするか上に駐車場をつくるかと。下にでございますね。そういうふうなことも実を申し上げますと、検討はさせていただきましたけれども、建設費用のほうがかかりまして、コスト的にこれにつきましては、ほかの計画と比べて、余り利点がないという判断しております。また、そういうふうなピロティ形式ということでございますが、どうしても駐車台数が失われる分を、そこで全部補えないというような状況もございますので、駐車場の検討につきましては、今申し上げましたように、3つの観点から計画を断念した経緯がございます。

○坂平委員

あなたが言ってるコスト的に高くなると、それは当然高くなりますよ。でも、土地を購入するよりは、安くあがりますよ。極論から言うと。1階分をピロティにして、基礎の分を上げるだけでどれだけかかりますか。そこまで算定されたのなら。それと駐車場の台数をしきりに言われてますけど、あなた方の説明を聞いて私が計算すると、十分に駐車スペースは取れるということで、今言いよるんですよ。だからそうでしょ。119台、139台、258台になるわけでしょ。先ほど総務課長が言われた分は210台かな。ぐらいやったよね。だから40台余るわけでしょうが、40台。そして、向こう側は72台、公民館の駐車スペースが72台要り

ますということを言われよるわけでしょ。48。そしたら十分クリアできる。そういう説明であるならば。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:14

再 開 13:20

委員会を再開いたします。

○総務課長

先ほどは、わかりにくい説明をして申し訳ございませんでした。新庁舎の建設の着工前は、来庁舎駐車場は219台でございました。建設中の現在におきましては、来庁者駐車場は195台というふうになっております。新庁舎建設基本計画におきまして、先例市で用いられていました必要駐車台数を求める数式と先例市の配置状況、本市の駐車場の利用実態等を勘案して、第1庁舎駐車場を235台としております。さらに、実施設計におきまして258台というふうになっているわけでございます。先ほど申し上げました必要駐車台数を求める数式におきましては、本庁と支所があることを勘案いたしまして、本庁の来庁割合を70%というふうな形で減じまして算出しているものでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

それでは、「第10款 教育費 第5項 社会教育費 公民館費」について、質疑を終結いたします。

以上を持ちまして、「議案第82号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」に対する全ての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、反対の立場で討論をいたします。菰田地区活性化については、大賛成です。しかし、この検討調査委託料400万円の予算計上についてはUR先にある内容になっております。したがって、理由についても、なお不透明なので予算削除を求めるものです。したがって、議案全体についても同意できません。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第82号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第87号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の5ページをお願いします。「議案第87号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。11ページから19ページまで、新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正について、ご説明いたします。

市民税の延滞金についての見直しは、国税における延滞税の計算期間の見直しに準じて所要の見直しを行うこととし、平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞金又は同日以後に申告書の提出期間が到来する市税について適用することとなります。施行日は平成29年1月1日でございます。

次に、医療費控除に特例を創設するもので、平成30年1月1日施行でございます。これは、国民自らが、自己の健康管理を進めるセルフメディケーション、いわゆる自主服薬のことでございますが、これを推進するため、健康の維持増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、要指導医薬品及び一般医薬品の内、医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用が年間1万2千円を超えて支払った場合には、その購入費用のうち1万2千円を超える額を所得控除するものでございます。

次に、固定資産税関係では、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置に関する改正でございます。これは、エネルギー安全保障の強化、低炭素社会の創設、エネルギー関連産業の創設・雇用拡大の観点から再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるため、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備に関する課税標準の特例の対象となる資産と特例割合が変更となります。

変更となる点でございますが、太陽光発電設備につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて取得された発電設備が特例の対象となる資産から除外され、固定価格買取制度の対象外の発電設備が対象となります。

水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備については特例割合が変更となります。いずれも平成29年度末までの2年間延長するものでございます。適用期間につきましては、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分でございます。

軽減率につきましては、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「地域決定型地方税制特例措置」いわゆる「わがまち特例」が適用されますが、今回の改正では国の参酌基準で軽減率を設定しております。施行は公布の日からでございます。

以上で、市税条例の改正内容の補足説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第87号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第92号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○防災安全課長

「議案第92号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」について補足説明をいたします。議案書の74ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するもので、内容といたしましては、飯塚市消防団 飯塚方面隊第7分団庄司分隊及び潁田方面隊第3分団に消防ポンプ自動車各1台、計2台

を買い替え配備するもので、取得価格は記載のとおり3665万7360円、契約の相手方は、株式会社ナカムラ消防化学福岡営業所でございます。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

指名競争入札ということなんですけれども、実施状況と結果についてお尋ねします。

○契約課長

お答えいたします。本件につきましては、消防ポンプ自動車取り扱い可能業者15者を指名いたしております。その結果、1者が辞退されましたが、14者で競争入札の結果、先ほど防災安全課長がご説明いたしましたように、株式会社ナカムラ消防化学が落札されております。

○川上委員

予定価格はいくらですか。

○契約課長

予定価格が3788万9640円でございます。これに対しまして、落札額が3665万7360円、落札率が96.74%でございます。

○川上委員

これほどの額のを2台一緒に発注することについて、私は、この間議会でも指摘してきたことがありますけれども、2台一緒に発注という方法について、何か見直しの検討はしたことがありますか。

○契約課長

委員のほうからもいつもご指摘をいただいております。契約課といたしましては、常に分離分割発注を第1義に考えております。それを前提に、事業担当課と協議をしながら発注を行っておるところでございます。

○川上委員

今回の場合は、分離分割発注の発想で検討して2台一緒に発注にしたということなんですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

その理由をお尋ねします。

○防災安全課長

納入時期が同時ということで、2台一括発注をいたしております。

○川上委員

それは、分離分割発注をしない理由と何の関係がありますかね。

○防災安全課長

同時期に納入するというので、一括発注を行いました。

○川上委員

関係ないでしょう。分離分割発注の原則との関係で同時期納入はどういう関係があります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:32

再 開 13:33

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

買い替え時期と申しますか、更新時期が同じということで、一括の発注を行っている次第で

す。

○川上委員

それはわかってますよ。だから、それが分離分割発注の原則を踏み外す理由になるのかと聞いているわけですよ。分離分割しないためには、理由が要るでしょう。それに該当しないでしょう。分離分割の原則逸脱の理由に該当しませんよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:34

再 開 13:35

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

繰り返しになりますけども、更新時期が同じなので、一括発注をさせていただいております。

○川上委員

答弁でしたら、異常な答弁ですよ。契約課は分離分割発注でいきたいというふうに言ったんですよ。そのようにしているというわけですよ。今回は、そうしていないんだから、しない理由が明確でないといかんでしょ。2台一緒が、それぞれが納入時期が一緒だから一括発注する。そういうのは分離分割の原則を外す理由にはならないんですよ。ほかに理由があるんじゃないんですか。

○防災安全課長

ほかの理由はございません。

○川上委員

そしたらね、契約課はこれ了承したわけでしょう。どういう理由で了承したんですか。

○契約課長

先ほどの私のほうの答弁は、分離分割発注を大原則とさせていただいているということで答弁させていただきました。今回、事業担当課のほうから2台更新時が同一なので、購入したいという話がありまして、そうですね、確かに委員の指摘はあります。ただ、消防自動車につきましては、昨今、1台購入したり2台購入したりということで、計画的には随時更新を行っておるところなんですけど、2台購入する場合には、一応2台発注をそのまま2台で発注してきておりましたので、その辺の前例等も考えたところでございます。

○川上委員

原理原則から答弁してもらわないと、今までそうであったから今回もそうしましたというのでは答弁にはならないです。消防自動車ということで納期がわからなくて、急に壊れたとかね。まとめて2台壊れたとか、もう修理のしようがないので、緊急に確保しなければならないということならわかりますよ、はっきり言って。しかし、これは更新ですから。納入期は早くからわかっている。前回納入したときから更新の時期はわかっているわけだから。更新時期が一緒に決まっているじゃないですか。そしたら更新時期の一緒の消防車はいつもこれでいくということになりますよ。そしたらね、これは、消防車については、分離分割発注を適用しないということを決めないといかんです。該当しないですね。適用しないということを決めてよい事例には該当しないでしょう。漫然とした仕事をしてるとね、分離分割発注とかいうのは、原則とするなら守り続けないと。歪んだものをずっと引き継いでいくような仕事の仕方では困ると思いますよ。96.74というんでしょう。低くないです。質問終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。



討論を許します。討論ありませんか。

○川上委員

私は議案第92号については賛成します。賛成するけれども、こういうね、発注の原則を大切にしない仕事の仕方は、市民の不信を招くと、招きかねないと思いますので、このことについては今後改めてもらいたいと。消防自動車のことですからね。認めるものです。

○委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第92号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。川上委員から「係争中の市有財産の管理について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○川上委員

現在、係争中の市有土地があります。その管理を巡って重大な事態が生じておると思いますので、この際、所管事務調査をしたく思います。よろしくお願いします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会としては、「係争中の市有財産の管理について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって所管事務の調査を行うことに決定をいたしました。

それでは、「係争中の市有財産の管理について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

飯塚市公有財産管理規則は不法占有された市有土地を対象にするのかどうか、お尋ねします。

○管財課長

委員ご質問の件ですが、裁判の対象になっております土地は、市有財産でございますので、管理規則の対象になると考えております。

○川上委員

昨年9月15日の所管事務調査で財務部長と管財課長の任務役割については、規則上どうなっているというのはお尋ねしました。そこで、今答弁があったんですけども、その市有土地、係争中だけでも、市有土地なので、この管理規則の対象ですと言われてしまったんだけど、本当に係争中の土地がこの管理規則の対象になるのか、間違いないですか。あの土地明渡し訴訟を争っている場合ですよ。

○管財課長

係争を行っておる土地につきましては、裁判の進行及び顧問弁護士と協議しながら進めておりますので、基本的には係争はしておりますが、財産の管理規則に基づいて、市の主張をしていくというふうな形になります。

○川上委員

そうすると引き続き、市としては、規則に基づいて財務部長、管財課長が直接の当事者として、仕事をするということになりますね。そうですか。

○管財課長

この今裁判中の土地は管財課所管の普通財産になっておりますので、管財課長は私でござい

ますが、担当窓口になって進めていく形になると考えております。

○川上委員

嘉飯山砂利建設株式会社と係争中の平恒にある市有土地の状態、最近の状況、どういふ変化が見られるか、お尋ねします。

○管財課長

現在の土地の状況でございますが、裁判前と変わらず、営業を活動、いわゆる事業所として使用されてる状況でございます。

○川上委員

営業行為としては状況は変わってないという答弁なんだけれども、その規模はどうですか。

○管財課長

若干雑木が周辺、取り払われているという確認はしております。

○川上委員

それは、不法占有の面積のことおっしゃってるんですね。広がると。土砂の量とか車の出入りの量とかそういうものはどうですか。

○管財課長

まず、車の出入りにつきましては、車の出入りのチェックはいたしておりません。土砂の量でございますが、現在、一番最初、ゲートボール場の境界間際にうず高く積まれております土砂につきましては、雑草が生えておりまして、その分については、動きはないのかなというふうに判断しております。

○川上委員

この市有地は、現在だれの管理のもとにありますか。

○管財課長

管理は飯塚市の土地でございますので、当然、市の管理下にあるというふうに考えております。しかしながら、現在、係争、裁判の中で、相手方のほうもまだ、使用ができるというような判断がありますので、それについて裁判で争ってるところでございます。

○川上委員

市は自分が管理しなければならないし、管理にできると。管理行為はどういうことしてますか。

○管財課長

現在、御存じのとおり、相手方からも占有されてる状態でございます。でございますので、一刻も早い明渡しを求めて裁判を起こしたわけでございます。で、現在、裁判を進行していただくように裁判所に協議をしてるところでございます。

○川上委員

管理をしなければならない立場、する立場にありながら、管理をしていないという答弁ですか。

○管財課長

私どもは市の土地の明渡しを求めております。相手方にすれば、貸し付けの契約において、まだ使用できるというような解釈していたんだというような争点がございます。ですから、それにつきまして今、争ってるところです。ですから、私どものほうが強制撤去とかいうような形にはしていない。民事の裁判の中で解決をしていくというような手続を踏んでとってございます。

○川上委員

管理する立場にあり、義務もあると。市民との関係では、でも現実的にはそれをしていないと。できない状態にあるということですね。そうすると実行支配という言い方はどうかと思えますけれども、実質的にこの土地を管理してるのはだれですか。

○管財課長

管理というより、使用しているのは嘉飯山砂利建設株式会社でございます。

○川上委員

そういう認識で、訴えているんだけど、そこだけですか。

○管財課長

今土地を占有している嘉飯山砂利建設株式会社に対して裁判を起こしております。その会社に対してということで考えております。

○川上委員

私が言ってるのは、この土地を実質管理する状態になっているのは嘉飯山砂利建設は当然でしょう。訴えてるくらいだから。ほかにはないのかと聞いてるわけです。この質問は、実は以前にもしてるんです。ほかにはありませんか。

○管財課長

ほかにはないと考えております。

○川上委員

それはね、根拠のない答弁と思います。それは後でわかる。賃貸借、又貸し状態にはなっていませんか。

○管財課長

又貸しをしているというような事実はつかんでおりません。

○川上委員

ところで、事務所の数はふえたり減ったりしてませんか。

○管財課長

1月に現地調査しましたときのプレハブが3棟でございます。

○川上委員

それは中に入りましたか。

○管財課長

立入調査はしておりませんが外からも隣の市有地からも確認できますので、それで、3棟ということで、見ております。

○川上委員

半年前ね。そしたら、車の出入りの状態についてはチェックしていないということでしたけど、最後に車の出入りを見ようと思って行ったのはいつですか。

○管財課長

6月16日の木曜日でございます。

○川上委員

先ほど、車の出入りチェックしてないと言ったでしょ。6月16日は何しに行ったんですか。

○管財課長

車だけでなく、現地の使用状況を確認に行っております。

○川上委員

これも外から見たんですね。中に入ったのではなくて。そうすると、何を搬入搬出しているか、物件はどういうものかを確認してますか。

○管財課長

真砂土のようなものが運んで、内容は委員がおっしゃるように正式な成分分析はしておりませんが、一目で見て真砂土のような土を運んでいるというのは確認しております。

○川上委員

それはあなたが自分の目で見たんでしょう。

○管財課長

この日はうちの担当係員が行っております。で、報告を受けております。

○川上委員

ダンプということでしょうかね。真砂土を運ぶ。10トンかな。外から見て真砂土と思っただけでしょうね。今課長は、真砂土のようなものとおっしゃったけど、見て、そうだっただけよね。どのくらいの量、この間、運び込まれてるんですか。先ほどはうず高くというふうに言われていたけど。うず高く積まれたもの。どのくらいの量ですか。

○管財課長

量ったわけではございません。目視で見てうず高くということで、委員も見られていると思いますが、そういう状況でございます。

○川上委員

これはこの間も聞いたと思うけど、どこから持ち込んでいるか、調べたことがありますか。

○管財課長

どこから土を持ってきたかというのには調査をしておりません。

○川上委員

どこに運び出していったか、わかりますか。

○管財課長

搬出先も確認はしておりません。

○川上委員

搬出してらるんですか。

○管財課長

搬出をしているのか、その目的については確認はいたしておりません。

○川上委員

営業行為というふうに言ってますでしょ。どこから土砂を持ち込んでいるかわからない。土砂を持ち込んで営業行為というなら、これは廃土を持ち込んでることになります。持ち出していないんだったら、売れてないってことにならないですか。わかります。あなた方が営業行為をやってるって言って争ってるわけでしょう。ところが、土砂がどこから入ってきたのか、どこに持っていったのかもわからないどころか、出ていったかどうかもうからないと。販売してるかどうかわからないってことになるじゃないですか。裁判闘えますか。このことは既に指摘してるんですよ。

次、行きましようね。そしたら産業廃棄物が運び込まれたり、運び出されたりしていないことは確認するようになってますか。

○管財課長

産業廃棄物の運び込み、有無については調査しておりません。

○川上委員

その他の危険物、廃油とか、そういうものがローリー車で運び込まれたりとか、そんなことが起こってないかどうかチェックするのは重要なことと思います。これは、確認していますか。

○管財課長

そのような廃油物とかいうものの運び込みについては確認しておりません。

○川上委員

それから明星寺から運び込んで、奥のほうに展開している水色、もう色が少し褪せてますが、中間破碎機、現状どうですか。組み立てて、いつでも動かせるという状態になってはいませんか。

○管財課長

まず、砂ふるい機は争点になってるように動いておりますが、その中間破碎機なるものが動いているというのは確認をしておりません。新たな機械が組み上げられたというふうな確認は、

1月の現地調査からは確認はいたしておりません。

○川上委員

市長、念のために言いますけど、提訴したのは、その後です。裁判に訴えたのは、その後でしょう。それから嘉飯山のほうから送水してくれという要求は出てないですか。

○管財課長

管財のほうではそういうような要望は受けておりません。

○川上委員

管財に用水を送れというふうにいうわけがないでしょう。

○管財課長

市に対して送水を依頼するような要望があったというような話は聞いておりません。

○川上委員

それはあなたが水道に聞かないと水道があなたに報告する義務ないでしょう。聞いたことがありますか、水道に。

○管財課長

以前、水のことについては、管らしきものは入ってますけど、水は来ていないということで聞いております。送水するような装置がないという話は聞いております。

○川上委員

だから、水が出るようしてくれと。水道のほうに言ってないか、聞いたことがあるかと聞いたんです。

○管財課長

新たに送水をしてくれというような話があるかというのは確認はしておりません。

○川上委員

もう市長もおわかりと思いますけど、裁判しているから、この土地は見たくもないし、音は聞きたくないし、ものも言いたくないという、その間、市は管理権を事実上放棄している。管理義務を放棄してる状態に今あるのではないですか。この管理義務を放棄している状態というのは、裁判では非常に不利ですよ。裁判で決着がつくまで待ちましょうみたいなことでは。今、裁判のこと言いましたけど、市民の市政に対する信頼という点からいっても、裁判をあつてる間は今いったような姿というのは、全く無責任。公有財産管理規則に財務部長から課長が直接責任負ってるという答弁があったでしょ。当たり前なことなんだけど。責任を負ってないじゃないですか。市長、今、市の管理権は、管理義務を果たされてると思われませんか。現状で。

○財務部長

管理義務が果たされているかどうかということでございますが、現状といたしまして、私どものできるということのは、現地で定期的に現状把握と、そういったことをやっておりますが、それが管理権じゃない、管理権を行使しないとされればそうかもしれませんけれども、私どもが今の現状が拡大されてるとか、営業行為がされているというのを監視するのも管理行為の1つだと私ども考えておりますし、そういったことは、定期的にやっておるところでございます。

○川上委員

定期的にやっている。その程度ではやっぱりいかんですね。自分の財産、市民から預かった自分の財産だから、常時監視状態におかなきゃいかんですよ。で、私が今、細かいこと聞きましたけども、全部すらすらと答弁できる状態でなければ裁判、維持できないですよ。

嘉飯山砂利建設は、いつ撤退するというふうに言ってるんですか。

○管財課長

今、具体的には、いつまで撤退するという話にはなっておりません。

○川上委員

いつまで、逆に言えばですね、いつまではおらせてくれということもないんですか。

○管財課長

以前は市長宛ての文書で9月30日まで延長してくれというような文書は出ておりましたが、今現在、裁判に入りまして、いつまで、9月30日までというような話にはなってありません。

○川上委員

今の状態で言えば、裁判で決着つくまでは営業行為を続け、不法占拠を続けるということになってしまうんですね。何年先なるかわからないっていう感じで。市民の目から見ると、訴訟をしている間はずっと不法占有が続き、市民の財産を侵され続ける。地域住民は騒音、粉塵に苦しみが続くと。市は管理権を行使しきらないと、見てるだけ、時々。この姿が齊藤市政のもとで、これ以上拡大するのは、許されないと思います。

子ども、高齢者の場内への迷い込みの防止、市としてどういうことしてますか。

○管財課長

当該地への侵入につきましては、以前ご指摘がありましたような立入禁止の看板が相手方が立てております。で、車両の侵入、これは入り口部分は自由に入れますが、子どもさんの侵入を防ぐような防護柵は従前からしておりませんし、今、貸し付けになった状態でも、貸し付けといいますか、貸し付けを始めて、今、切れて、不法占拠状況になってる土地でもフェンス等はいたしてありません。

○川上委員

裁判で勝つために必要な監視行為もしていないし、住民の安全を守ることもしていないと。

現在、こういう訴訟を争っていることについての、市民への周知というのは、どのように行われていますか。

○管財課長

市民の皆さん方への本件についての報告は、市議会、こういう委員会とか議会を通じてでございます。

○川上委員

議会は監視機関であって、市の広報機関じゃありません。だから、皆さんが、執行部が広報が必要だという判断をしてるという答弁でしょう。議会に報告してるという答弁だから。必要性は感じてるという答弁ですかね。

○管財課長

市有財産の管理につきまして、こういうような裁判をしなければならないような事例が発生してるということを市議会に報告して、事務の対応について、今、裁判進めておりますというように報告をしている次第でございます。

○川上委員

だから市民にお知らせすることはしないといけないんだけど、今はまだ議会の報告する程度と。広報義務は議会にあるというふうに聞こえてしまう。だから、今は、私が聞いたのは、市民に知らせる必要があるというふうに感じておるかということを知りたいです。

○管財課長

今、裁判を進めております。当然、裁判の結果が出ましたら、当然、また議会に報告させていただきます。市民の方々に対して、直接の広報というのは今考えておりません。

○川上委員

これ2回目なりますけど、考えてくださいよ、すぐ。それはね、市民が知る権利がまずあるということと、それから、皆さんが裁判に勝つために市民の世論がどうしても必要だと思うからです。市報に状況を載せるわけにはいきませんか。

○管財課長

繰り返しの答弁で申し訳ございません。ただいま、裁判を進めております。相手方の主張、

こちらの主張、いろいろ、今から裁判所のほうもこれからの取り調べは、弁論の中で進めていくというふうに裁判官も申しておりますので、今のところは考えておりません。

○川上委員

争ってる間はずっと管理権を行使せずに、子どもの安全すらろくに考えないで、見てるだけと。市民に知らせるかという、答えが出たら知らせますと、いつ答えがでるか分からない。だから、その間中、まともなきちんとした情報は自分たちが暮らしを立てるために頑張ってもらいたいというふうにしている市、そこからは何の情報もきちんとないまま、苦しみ続けなければならないという状態に今あるわけですよ。それで、きちんと管理をする必要があるんじゃないか。で、だいたい市長ね、だれが使ってるかわからないんですよ。答弁しきらない。又貸してるかどうか、確認していませんと。わかりませんということなんですよ。それから事務所はふえていないか。1月に見たときは3つでした。それからどうなってるかわかりませんでしょう。車の出入りの状態、チェックはしていません。何が積んであるか、真砂土と思われるものがあるだけです。産廃は確認していません。わかりませんということなんですよ。危険物はどうですか、わかりません。中間破碎機の状態は、わかりません。全部わからない。これはね、裁判に勝つということ、それから市民の平穏な暮らしを守るという点からいっても、常時監視をきちんとしなければならない状態に今あると思いますけど。どう思いますか。

○管財課長

今、裁判進めておりますので、また顧問弁護士とも協議を行いながら、裁判を進めていきたいと考えております。

○川上委員

だから、私は応援してるじゃないですか。常時監視を行うべきだと。何か問題がありますか。

○財務部長

今、訴訟の争点というのは、不法占拠で争っているわけです。今、質問委員がおっしゃるように、いろいろな産廃の搬入とか、又貸しとかいう問題をおっしゃっておりますが、今私どもが言えるのは、最初の契約から、現状が広がっており、また、契約期間を満了してでもまだそこに占有し続けている。それを争点として今、裁判を争ってるわけですね。ですから、その争点の中で、今質問委員がご助言いただきました問題が出てくれば、また違った形で、争うことになるんだろうと思っております。現状で言いますと、私どもは定期的にそこが占有状態が変わっていないかどうか。そこら辺の確認もした中で裁判に臨んでおりますので、そのところのご了解をよろしくお願いいたします。

○川上委員

飯塚市が3月31日前までに行った不手際については、期限が切れたから返せという言い方が一番効き目があるわけでしょうね。市としてはですよ。弁護士としては。3月31日以前のこと、いろいろあったかもしれないけど期限が過ぎたから出ていけというふうに矮小化するのが一番楽ですよ、飯塚市は。自己反省とか何にも要らない。しかし、訴訟そのものについてはもう少しまともな訴状になってるでしょう。お前さんはずっと不法占拠繰り返してきたじゃないかと、おかしいじゃないかといった上で、なおかつ3月31日で切れてるでしょという訴えになってるでしょ。だから、期限が切れたから出て行ってくださいというのは、市としては自分の自己反省を隠す論点になる。これは見破られてしまう。最初から、使っていいと言ったじゃないかとか、営業行為の一部として、土砂を置かせてくれというふうに言ったはずだとかね、いろんなことを言われたら、3月31日以降のことですよとかいってると裁判は勝てない。私が言ったことくらいの監視は、常時やっとなないと。しかもこれは係争中の土地では産廃を持ち込んでいいというわけにいかない。何でもかんでもね、中間破碎機を勝手に動かしていいというわけにもいかない。だから、裁判とはそう意味では次元の違う問題ではあるけれども、総合的に市民の福祉にかかわること。だから、これは管理、監視義務があるだろうと思います。

弁護士とも相談したいという答弁のようですけれども、市がやる気を見せなければ弁護士もどうしようもないでしょう。市長じゃないんだから。監視しますって言わなきゃしょうがない。

それで、送電停止について、過去、飯塚市から九電に申し入れをしたことがあると。しかし、いわば民々の間柄だということで、どうしようもできませんという回答があったように聞いておりますけど、その後、変化がありますか。

○管財課長

今、ご質問の点につきましては、九電としては依頼者からの依頼がないと止められないということがありまして、状況としては変わっておりません。

○川上委員

これは何に基づいて、九電はそういう回答してきたんでしょうね。

○管財課長

正式な法律の名前は忘れましたが、電力に関する、供給に関する法律に基づいてということで説明を受けております。

○川上委員

その法に基づいてもね、止められると思います、九電は。不法占拠地内に、これ第2のこと言ってるんですけど、ポール立ててるでしょう。あれはだれのポールですか。

○管財課長

電線につながってる分につきましては、九州電力でございます。

○川上委員

九州電力に撤去要求したらどうですか。そのポール。送電をとめてくれと。それから、この構造物は撤去してくれと。不法占有で争ってる相手、その土地に九電の構造物があるわけだから、撤去してくれと言ったらどうですか。

○管財課長

この点につきましては裁判になる前から、3月31日までが九州電力に対する契約期間であるので、契約完了後速やかに撤去してくださいというような申し出はしておりますが、今申しました九州電力の回答はそういう電力の法律に基づいて、飯塚市の、貸し付けは飯塚市の土地で、飯塚と契約してますが、撤去はできないというような回答を受けております。

○川上委員

なぜ撤去できないんですか。

○管財課長

九電いわく、そういう、いわゆる電気の法律に基づいて、できないというような回答でございました。

○川上委員

それおかしいですよ。おかしいというのは、よくわかりませんが、引き下がりましたというのがおかしいと言ってるわけです。何とかいう法律に基づいてだめらしいですよとかね、本気だしとるんかと。

○管財課長

先ほど九州電力からの回答で、電気事業法第18条供給義務ということで、電気事業者は供給区域における一般需要に応ずる電気の供給を拒んではならないというような取り決めがありまして、撤去に応じることはできませんというような回答を受けております。

○川上委員

それは適用されないと思います。この事実を、九州電力がこういう不法占拠を行っている事業者に対して、ただで電気やってるわけじゃないんでしょう。自分もお金もらってるでしょう。公共の財産を不法占拠してる事業者に電気売ってお金取ってるんですよ。お金払ってるかどうかわからんけど。取ってる仕組みになってるわけでしょ。異常ですよ、企業としては。公



益事業体ですよ。そこがこういう違法行為してる相手に電気を売ってお金を儲けていいのかと、市長、これ公表したらいいですよ。九電に飯塚市がこういう申し出をしたけれども、九州電力は該当しない法律の条項示して送電停止を、また、構造物の撤去についても拒否してるんですよ。この事実はね、公表したらいいと思います。どうですか。

○財務部長

私どもも先ほど課長のほうが答弁いたしましたとおり、最初に、構造物をつくることに対しては許可を与えております。そのあとに撤去の申し入れをした中で、法律に基づいてできませんとかいうようなことがあれば、今後、私どもが許可を与えた分で、うちがどかせと言ってもどかせないなら、今後、そういう契約自体が成り立たないじゃないかということまで議論した中で言っております。このことは、弁護士とも相談をいたしましたけれども、現実に法律にひっかかるとかいう形になら、基本的には無理でしょうねということだったんですけども。私たち個人としても、そこら辺の憤りはちょっと感じてるところでございます。ただ、これを公表するということは、今の時点ではちょっと考えておりません。

○川上委員

それ考えてください。今度は文書で。市役所の名前入りの文書で九電に理屈だったことを言ってください。文書で。で、文書で回答してくるでしょう。どうですか、文書できちんとこれまでの経過踏まえて要求する。で、文書での回答を要求する。

○管財課長

電柱関係の撤去につきましては、これは契約が切れる1カ月半くらい前に、事前に九州電力に文書で契約を更新しませんので、契約を満了後は速やかに撤去してくださいという文書を飯塚市から事前に提出しております。それに対しまして3月31日付で九州電力から、いわゆる電柱撤去通知の回答については法律に基づいてこれは撤去できませんというような文書が来ておる次第でございます。

○川上委員

今の段階でもう一度やったらいいと思いますね。

それから、既にこの市有土地は、原状回復が大丈夫かと思うくらいの状態に侵されてると思います。しかもこれが、状態としては拡大する可能性が高い、非常に。したがって、土地保全のための仮処分申請をやって、この力を借りて、財産管理を貫くべきではないかと思います。仮処分申請を行うという決意は固まりませんか。

○管財課長

仮処分の申請、その手続については、ずっと弁護士と協議をしております。仮処分申請につきましては、飯塚市が直接、緊急的な土地を使うような事由等がなければ、ちょっと仮処分の申請は今のところは厳しいのではなかろうかというような弁護士の見解でございます。しかしながら、状況を今ちょっと調査をしておりますので、こまめに弁護士のほうには報告しておりますし、そういった協議を進めながら、その点につきましては、対応を考えていきたいと考えております。

○川上委員

市がその土地を使う用があるので、どかせたいと。どかせるといふ仮処分じゃなくてね、あのまま固めてしまう仮処分。営業停止の仮処分申請をしたらいいと私は思うんですよ。それを問題にしてるわけですから。そこを使わなくていけないから仮処分といったら全部きれいに出ていくというわけだから、もう仮処分しなくて済むわけですよ。だから、むしろこの営業行為は必ず市有土地の原型復旧難しいところまで侵してしまうと。だから、営業行為を停止する。そのために封鎖するわけですよ。裁判所の執行官の名前で封鎖するわけですよ、あそこを。そしたらもう裁判は極めて有利になります。そういう仮処分の申請をもう少し真剣に考えたどうですか。

○財務部長

質問者おっしゃいます営業停止の仮処分については、私どももずっと考えております。ただ、弁護士との話の中で仮処分が仮に認められないとした場合には、逆に向こうに有利な材料を与えるだけということも考えられる。ですから、今の段階では、まだそういう段階ではないと言うことで判断いたしまして、今のところ、営業停止の仮処分は出しておりません。ただ、今後の状況によっては、弁護士と相談の上、そういったことも十分考えられるというふうに思っております。

○川上委員

ですから、いくつかキーワードいうと、まず、常時監視を行う。それから、市民に実態を知らせていく。そして、この仮処分申請まで行くという、3つの課題が同時に進められるのが大事ではないかと思えます。まず、知ることですよ。争点がいっぱい入ったら困りますとかいう前に。現実をきちんと把握する、常時監視で。市民に知らせる。そして仮処分申請を進めていくということが重要と思えます。

それで、最後ですけれども、私の要求としてはそうしたことを行いながら、不動産侵奪罪、刑法の違反ですから、刑事告発を必ずすべきだと思います。このことがなければ、また、言ってきますよ。別の市の土地を貸してくれとか、売ってくれとか。市に反省がないから。この刑事告発というのは市の反省を込めてやるもんなんです。今回の場合は。だから自信持って闘うためには、今いった3つのことがどうしても必要だし、そして、刑事告発もやる必要があると思う。以上で質問終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 26

再 開 14 : 35

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。執行部から案件に記載の6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組状況について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室事業主幹

飯塚市中心市街地活性化事業の取組状況につきまして、お手元の資料に基づきご報告させていただきます。報告事項は、これまでの経過及びスケジュール(案)について、及び飯塚市中心市街地活性化基本計画等事後評価についての2件となっております。

それでは、資料1ページのこれまでの経過及び今後のスケジュール(案)について、お願いいたします。はじめに、前回報告以降の主な経過について説明させていただきます。吉原町1番地区市街地再開発事業につきましては、ことし2月2日に再開発組合の清算が終了いたしました。正式に解散となっております。また、資料にはございませんが、新聞報道でもありましたように5月26日に吉原町の再開発事業の施行者である「吉原町1番地区市街地再開発組合」と飯塚本町コミュニティビルの施行者であります「株式会社まちづくり飯塚」が、福岡県から

の推薦を受け、公益社団法人 全国市街地再開発協会の「功労者審査会」による審査の結果、良好な市街地の形成に寄与した功績が認められ、全国で16団体、九州ではこの2団体が「市街地再開発等功労者」表彰を受けましたのでご報告させていただきます。

続きまして、中心市街地活性化協議会につきましては、2月15日に第10回協議会が開催され、中活事業の進捗状況等について報告を行い、議案として平成28年度タウンマネージャー設置、平成28年度飯塚市商業活性化支援事業等について承認を受けております。

飯塚本町東地区整備事業につきましては、2月23日に第8回飯塚本町東土地区画整理審議会を開催し、土地区画整理事業の最終的な法手続きであります換地処分の手続に入っております。これは、土地の位置・形状・寸法・地積及び新地番を記しました図面等を定めた換地計画について諮問し承認を受け、県に土地区画整理事業の換地計画認可申請の手続を行った上、5月25日に認可を受けております。

今後の予定といたしましては、飯塚本町東地区整備事業の工事関係では、6月末に広場整備が完了、9月中旬に仮称子育てプラザ建設工事が完了、また隣接する新飯塚潤野線改良工事が9月末の完了予定で進められております。10月上旬に全ての公共施設が供用開始となる見込みとなっております。また、優良建築物等整備事業では、12月上旬の入居開始に向けて、計画どおりに進捗しているところでございます。土地区画整理事業では、引き続き法手続きを進め、9月末までに区画整理登記の完了を予定しており、清算金処理を含め、平成28年度事業完了に向けて取り組んでまいります。

次ページのA3横の資料でございますが、3つの核事業の進捗状況を年度毎に示したものです。こちらのほう参考として添付させていただいておりますので説明は割愛させていただきます。

2番目の報告事項でございます飯塚市中心市街地活性化基本計画等事業評価について、3ページをお願いします。

平成24年度から平成28年度を計画期間として取り組んでおります飯塚市中心市街地活性化基本計画は、最終年度において事後評価を行い、中心市街地活性化基本計画は内閣府へ、社会資本総合整備計画は国土交通省へ、それぞれ提出することが義務付けられております。そこで、2. 事後評価の内容及びスケジュール(案)にお示ししておりますように、中心市街地活性化基本計画及び社会資本総合整備計画の目標指標の達成状況や成果等を客観的に分析・検証し総合的な評価を行い、あわせて当該地区の課題等を整理・把握した上で、今後のまちづくりの方向性について今年度末までに取りまとめを行ってまいります。詳細事項及びスケジュールにつきましては、下の表に示しているとおりにございますので、ご参照をお願いしたいと思います。

以上、中心市街地活性化の取り組みについて、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立地適正化計画素案(骨子案)の市民意見募集について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室長

既に議員の皆様には、飯塚市立地適正化計画素案(骨子案)を配布させていただいておりますが、本日は、今月下旬から開催いたします12地区の市民懇談会で使用します資料をもとに、立地適正化計画素案の概要についてご報告させていただきます。

配布資料のほうをご覧ください。このたびの素案(骨子案)は、計画の基本的な考え方と区域設定の考え方の骨子をまとめたものとなっております。資料の大文字で示す各項目の右側にかっこ書きで記載しておりますページ番号は、素案本文のページ番号です。この資料は、市民の方に計画の意義など理解していただくため、なるべく専門的な用語は避け、できる限りわか

りやすい言葉を使って作成しております。

1 ページでは、上段の人口減少の傾向と拡散型の土地利用が続いていることをはじめといたしまして、中ほど以降で飯塚市の現状についての主だった項目と、そこから見えてきた将来における課題についてイラストを用いて整理しております。

次のページをお願いします。2 ページ目では、1 ページ目で見えてきた課題を解決するためのまちづくりの方向性を示しております。左下段になりますが、今後のまちづくりの方向性といたしましては、拠点連携型都市づくりと本市のまちづくりの施策とを一体的に進めることで、将来の暮らしを支える生活環境の実現や飯塚市の魅力を高める都市環境の実現を図っていきたくて考えております。右側の資料は、目指すまちづくりのための都市構造について説明したものです。拠点連携型都市として、都市計画マスタープランに掲げております中心拠点と地域拠点に加え、立地適正化計画におきましては、まちづくり活動の拠点である地区公民館を中心としたコミュニティ拠点を設定し、それらの拠点を公共交通軸でつなぐ構造を考えております。立地適正化計画におきましては、このような都市構造の具体化とともに、まちづくりの施策を一体的に取り組むことで、この計画で実現していきたいこと、計画策定の目的を右下段のほうに示しております。

3 ページ目に移ります。こちらのページでは、立地適正化計画の中で具体的に設定していくこととなります都市機能誘導区域と居住誘導区域について、その設定の視点をそれぞれ掲げております。このページの最上段に記しておりますが、この立地適正化計画は、区域を設定することが目的ではありません。区域設定は、人口が減少する中でも暮らしやすいまちをつくっていくための一つの手法と捉えております。また、このページの下段は、計画を策定することで必要となる届出制度についての説明と、右下のほうには、計画の進捗管理のために必要となる目標値を今後設定していくことについて、説明をしております。

4 ページをお願いいたします。4 ページ目の資料の左側は、立地適正化計画を策定する意味、飯塚市の抱える課題に対して、拠点連携型都市という都市基盤の上で各種施策を展開させることにより、本市が目指す都市を築いていこうとすることをポンチ絵で示しております。また、右の絵は計画で実現したいまちの姿をイメージしていただけるようなイラストを掲載いたしまして、計画を策定する目的を改めて理解いただけるような資料にしております。

5 ページは、立地適正化計画に関する Q & A を掲載しております。

この資料を用いまして、6 月 29 日から 7 月 22 日にかけて、12 地区において第 2 次総合計画とともに住民懇談会を開催することとしております。また、この素案に対する市民意見募集を 7 月 25 日まで行っておりますので、議員の皆様におかれましてもお気づきの点などございましたら、ご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「アメリカ合衆国サニーバール市との友好交流事業について」、報告を求めます。

○地域政策課長

「米国サニーバール市との友好交流事業」について、ご報告をさせていただきます。

サニーバール市との友好交流関係につきましては、前回 5 月 16 日の総務委員会でご報告しておりましたとおり、ことしの 12 月 19 日に 3 年間の有効期限を迎えますことから、サニーバール市と情報交換しながら、姉妹都市提携を含めた今後の交流のあり方について検討している中、日本時間の去る 6 月 22 日、現地時間の 6 月 21 日でございますが、サニーバール市議会におきまして、本市との姉妹都市提携へと発展させることについて、全員一致で決議された

との報告を受けましたので、まずもってご報告申し上げます。

改めまして、お手元に配布しておりますA4の両面3枚の資料に基づきまして、これまでの経緯等につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、1ページ目の「1. これまでの経緯」でございますが、平成25年12月20日に3年間の期限付きで友好交流関係協定を締結しまして、平成26年度から子供たちによる「学校間交流事業」を実施してきております。記載しております「S2I事業」と申しますのは「サニーベールTO飯塚」の略語でございますが、サニーベールから飯塚に来る学校間交流でございます。「I2S事業」は逆に「飯塚TOサニーベール」ということで、飯塚からサニーベールに行く学校間交流でございます。

裏面2ページ目をご覧ください。学校間交流につきましては、平成27年度、平成28年度も実施しておりまして、本年度は今年16日から22日までサニーベール市から中高生14名及び随行者4名計18名が本市に来られ、ホームステイ等をされております。8月には飯塚から中学生20名及び随行者4名の24名がサニーベールを訪問することとなっております。また、平成27年11月に、本市の国際交流の民間団体でございます「飯塚友情ネットワーク」と「サニーベール姉妹都市協会」を実施主体とした民間主導による交流事業の実施も決定しまして、本年度から交流が行われているところでございます。

こうしたこれまでの両市間の交流が、サニーベール市議会でも高く評価されまして、先ほども述べましたように、日本時間で去る6月22日に、サニーベール市議会におきまして、本市との姉妹都市提携への発展について全員一致で決議されたものでございます。今後の予定としましては、サニーベール市議会における姉妹都市提携への発展についての決議を受けまして、本市としましても、世界経済の中心地の一つでありますシリコンバレーに位置するサニーベール市と姉妹都市提携へと発展することによりまして、人的交流が継続発展し、将来世代の人材育成にとどまらず、経済交流などへの発展も期待されますことから、姉妹都市提携の方向で前向きに検討してまいり、今後、サニーベール市担当者等と協議を進め、本市としての方向性が明確になり次第、改めまして市議会の皆様にご報告・ご相談をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

資料3ページから5ページにかけまして、サニーベール市の概要及びシリコンバレーにございます各都市の主要企業等についての情報を掲載しております。皆様ご承知のことと存じますが、改めまして簡単にご説明させていただきます。

3ページ目に記載しておりますように、サニーベール市は、カリフォルニア州のサンタクララ郡内、サンフランシスコから南に約64キロメートルのところに位置しております。人口は約14万人で、人口規模は本市と同じくらいでございますが、面積は58.8平方キロメートルで、本市の面積の約4分の1程度でございます。そうしたことから、人口密度につきましては、単純に計算しますと、本市の約4倍程度となるのではないかと思います。

4ページ目には、サニーベール市があるサンタクララ郡内の自治体の姉妹都市提携情報を掲載しております。詳細は省略させていただきます。

5ページ目には、サニーベール市を含めましたシリコンバレー地域各都市の主要企業を記載しております。サニーベール市には、インターネットで有名な「ヤフー本社」や航空機等開発の「ロッキード・マーティン・スペース・システムズ本社」がでございます。近隣の各都市にも、記載のとおり名立たる世界的なIT関連企業等の本社が集積している地域でございます。それが、シリコンバレーというところでございます。本年8月に本市から中学生がサニーベール市を訪問する際は、アップル本社やスタンフォード大学などの視察も含まれているようでございます。

このように、IT関連産業をはじめ、世界的な大企業が集積しているシリコンバレー、その中心地の一つでございますサニーベール市と人的交流ができることは、先ほども述べましたが、

本市の将来世代を担う人材育成や経済交流などへの発展も期待されますことから、本市にとって非常にメリットのある交流であると認識しているところでございます。

なお、本委員会報告の後には、各議員の皆様にも、本資料を配布し、周知させていただきたいと考えております。

以上、今後の予定も含めたサニーバール市との交流経過等についてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「新庁舎食堂・カフェ運営事業者の募集について」、報告を求めます。

○総務課長

総務課のほうから、新庁舎食堂・カフェ運営事業者の募集について報告をいたします。資料に沿ってご説明いたします。

1番目の食堂・カフェの概要ですが、食堂は最上階の8階南側に設置いたします。座席は75席です。カフェのほうは2階の西側に設置し、座席は62席です。いずれも厨房部分のみを貸付け、飲食スペースは営業時間外も利用可能な空間としております。

貸付方法は、行政財産の目的外使用許可といたします。貸付期間は5年間としております。

選定方法ですが、広く募集を募るため公募型プロポーザル方式を採用し、食堂とカフェは別々に募集する予定にしております。

5番目の募集期間については、参院選後の7月下旬に公告を行い、8月下旬まで参加表明を募ります。その後、選定を行いまして、6番目の業者決定に書いておりますように10月上旬に決定したいと考えております。これは業者のほうにヒアリングを行いまして、業者決定から開業まで半年は欲しいということでしたので、新庁舎開庁の7ヶ月前に決められるように設定しています。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今、業者と話をして、このスケジュール決めたということだったんですが、どこの業者と話したんですか。

○総務課長

いろんな業者と聞いております。

○川上委員

そのいろんな業者の名前全部あげてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:55

再 開 14:56

委員会を再開いたします。

○総務課長

あとで、資料をださせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○坂平委員

この貸付期間、5年間。これで、公募ですけど、5年間ということであれば、逆に公募してくる企業の方々は逆に困るんじゃないですか。余りにも期間が短すぎて。だから、事業というのは基本的に10年サイクルぐらいで考えるし、だから、5年間に縛らずに、5年から、5年以上もしくは10年未満とか、8年未満とかいうぐらいの幅を持って公募をしたほうが私は企業にしても、優位に考えていただけるんじゃないかと思います。そのあたり、もう一度検討してください。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成28年熊本地震の支援について」、報告を求めます。

○防災安全課長

平成28年熊本地震につきまして、5月16日開催の総務委員会にて報告した事項以降の本市の支援状況について、報告いたします。なお、資料の今回報告分につきましては、その箇所に下線を引いておりますので、ご参照をお願いいたします。

では、1ページをお願いいたします。6番、下のほうの下段のところの6番、飯塚市の支援策といたしまして、義援金の募集、これ現在も行っております、6月23日現在で549万6758円日赤に送金いたしまして、募金を募集いたしております。

続きまして、2ページの(2)市独自の職員派遣としまして、西原村に災害ごみ集積場所運営支援を行ってりましたが、派遣期間5月30日をもって、今のところ終了いたしております。派遣体制としまして、本市の分として計18班延べ54名派遣をいたしております。

次に、(3)要請に基づく職員派遣ですけども、⑤給水支援としまして、益城町のほうに行っていました派遣を5月20日に終わらしまして、一般2名行っております。また、⑥災害廃棄物処理支援、熊本市からの要請、県が調整しておりますけども、職員の派遣を今行っております。受入廃棄物としましては、可燃系混合ごみ、受入方法はパッカー車を熊本市東区豊島の仮置き場に派遣し、乗車派遣職員による詰め込み後飯塚市へ搬送しております。派遣期間としましては6月4日から当分の間実施をいたしております。体制としましては、4日土曜日でしたけどもパッカー車5台、11名派遣いたしまして、6日以降はパッカー車1台2名を派遣しているところです。⑦窓口業務支援、益城町のほうに福岡県市長会からの要請に基づき、派遣をいたします。業務内容としましては、公費解体に関する仮受付、本受付、電話対応業務等を行います。これは7月15日から21日、2人体制で派遣する予定といたしております。

3ページ目をお願いいたします。(5)救援物資②市民の皆様からの物資の提供ということで、4月30日付時点で一時中断をいたしておりましたけども、被災地の状況また他市の物資提供の受付状況を確認しまして、今のところニーズがないということで、6月14日に終了いたしております。

(7)被災地救援等で使用する高速道路の料金無料措置ですけども、6月23日現在で延べ80個人、団体のほうに無料措置を行っております。

以上、簡単ですけど、ご報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第3次公共施設等のあり方に関する実施計画の策定状況について」、報告を求めます。

○行財政改革推進課長

それでは、第3次公共施設等のあり方に関する実施計画の策定状況について、ご報告いたします。資料のほうをお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。1の計画の考え方でございますが、今回の計画では、まず、公共施設の見える化を行い、各種のデータを指標とした評価型の計画といたします。また、計画の策定後は確実な進行管理を行う必要がありますことから、PDCA化しやすい計画と考えています。また、計画の策定に際しましては、昨年度実施いたしました市民アンケート結果などが反映しやすい計画にすることといたしております。

次に、2のフロー図でございまして、これは第2次公共施設等のあり方に関する基本方針に掲げております最適化の方針を図式したものでございます。上のほうから、まず、総量の最適化の評価を行い、存続となれば場所・規模も含めて方針を検討してまいります。その後、配置・運営主体・運営方法の最適化について、検討評価を行ってまいります。また、公共施設に空きスペースがある場合には、有効利活用まで検討を行ってまいります。

次に、総量の最適化で廃止との評価を行った場合につきましては、廃止時期の検討、また、その公共施設が持っている機能を別のところに移すかどうかといったことで廃止を決定するなどの検討を行ってまいります。その次に跡地・跡施設の有効利活用について検討を行うことといたしております。

資料の右下の枠組みでございまして、今後、公共施設を更新するにあたっては、合併特例債のような有利な財源は期待できないことから、今後民間資本の活用を検討することが重要となります。そこでこの計画期間内に更新が必要な施設につきましては、官民連携の手法についても検討を行ってまいります。

2ページをお願いいたします。1ページでご説明いたしましたフロー図の内容について主な判断指標を整理いたしております。左側から基本方針を掲げておりますが、これはことしの1月に策定いたしました総合管理計画の基本方針となります。次の右側の欄でございまして、主な判断事項は、基本方針に基づき最適化するための判断すべき事項を整理いたしております。またその右側の欄は、判断をしていく上での必要な指標やデータについて記載しておりますが、今後研究会では、さらに必要な指標やデータについて検討してまいります。

3ページをお願いいたします。このイメージ図は、これまでご説明させていただきました計画策手の手順と時期をお示しするものでございます。横軸は1ページ、2ページでご説明させていただきました、それぞれの最適化方針などで、縦軸が策定の手順となっております。下の段がその時期となっております。まずは原案、計画案ですが9月を目途に策定してまいります。その後市民や民間等の協働・連携手法について検討を行い、9月以降それらをお示ししながら、市民懇談会や意見募集を行って、飯塚市の将来を踏まえ、安全安心・持続可能な公共施設サービスの確保を目指した計画の策定を行ってまいります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。